

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成29年4月1日現在では、全国に732消防本部、1,718消防署が設置されている(第2-1-1表)。

消防職員は16万3,814人であり、うち女性職員は4,802人である(第2-1-1表、第2-1-1図)。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署(いわゆる常備消防)と消防団(いわゆる非常備消防)とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成29年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合(常備化率)は98.3%(市は100%、町村は96.9%)である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置している消防本部は290本部(うち広域連合は22本部)であり、その構成市町村数1,108市町村(367市、601町、140村)は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は140市町村(35市、85町、20村)であり、常備化市町村全体の8.3%に相当する(第2-1-2図)。

(2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

平成29年4月1日現在、全国の消防団数は2,209団、消防団員数は85万331人であり、消防団は全ての市町村に設置されている(第2-1-1表、第2-1-1図)。

消防団は、・地域密着性(消防団員は管轄区域内に居住又は勤務)

・要員動員力(消防団員数は消防職員数の約5.2倍)

・即時対応力(日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得)

といった特性を生かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行うこととなっており、特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあつては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

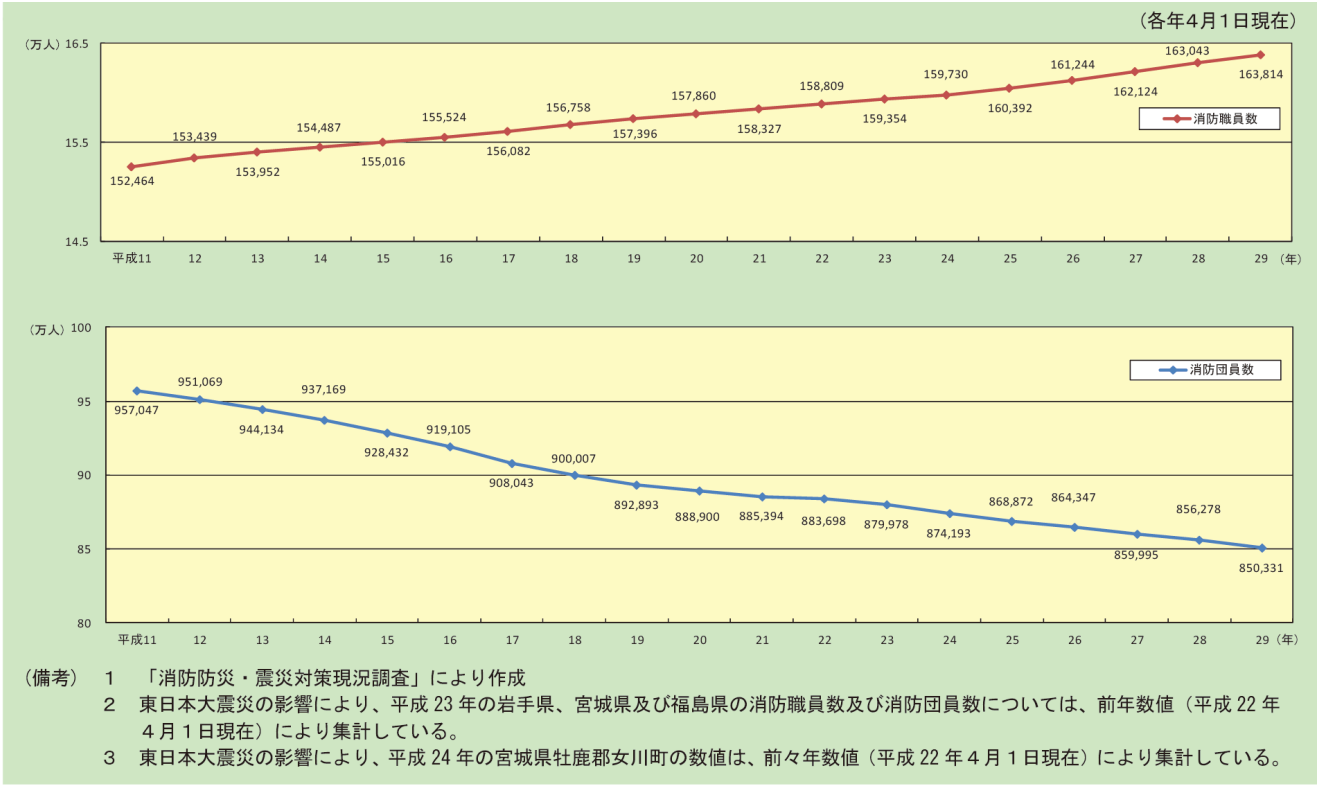
第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

(各年4月1日現在)

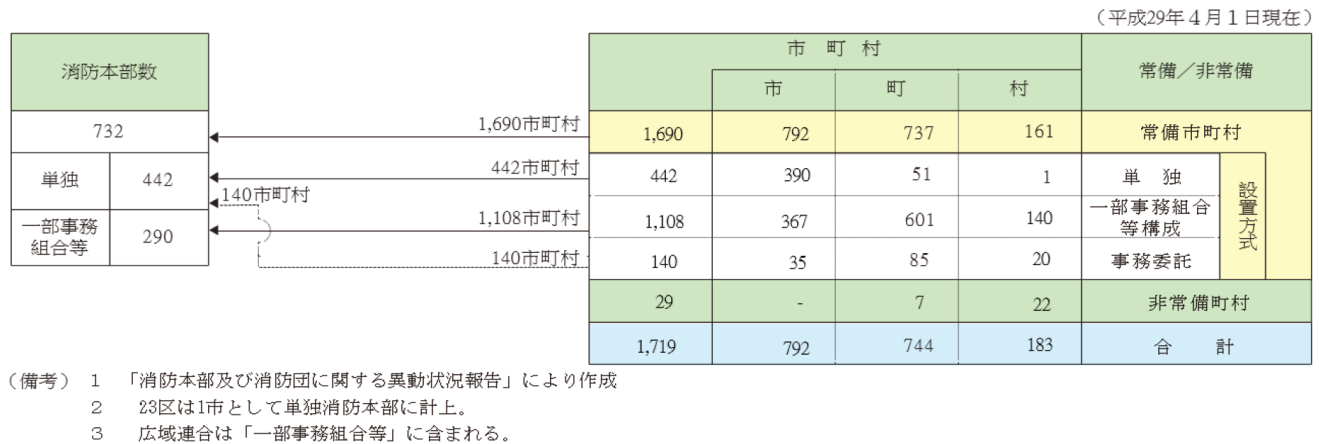
区分		平成28年	平成29年	比較	
				増減数	増減率
消防本部	消防本部	733	732	△1	△0.1
	内訳				
	単独	390	390	0	0.0
	市町村	52	52	0	0.0
	一部事務組合等	291	290	△1	△0.3
	消防署	1,714	1,718	4	0.2
	出張所	3,130	3,111	△19	△0.6
消防団	消防職員数	163,043	163,814	771	0.5
	うち女性消防職員数	4,597	4,802	205	4.5
消防団	消防団	2,211	2,209	△2	△0.1
	分団	22,484	22,458	△26	△0.1
	消防団員数	856,278	850,331	△5,947	△0.7
	うち女性消防団員数	23,899	24,947	1,048	4.4

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第 2-1-1 図 消防職員数の推移



第 2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳



2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第 2-1-2 表）。

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。

この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

第 2-1-2 表 消防車両等の保有数

(平成 29 年 4 月 1 日現在) (単位：台、艇、機)

区分		消防本部	消防団	計
消 防 ポ ン プ 自 動 車		7,757	14,097	21,854
は し ご 自 動 車		1,176	0	1,176
化 学 消 防 車		965	4	969
救 急 自 動 車		6,271	0	6,271
指 揮 車		1,792	892	2,684
救 助 工 作 車		1,248	0	1,248
そ の 他 の 消 防 自 動 車		8,609	1,847	10,456
小 型 動 力 ポ ン プ		3,779	50,064	53,843
内 訳	自動車に積載	585	35,380	35,965
	台車に積載	1,890	2,551	4,441
	上記以外	1,304	12,133	13,437
消 防 艇		44	18	62
消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		33	0	33

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

ア 119 番通報

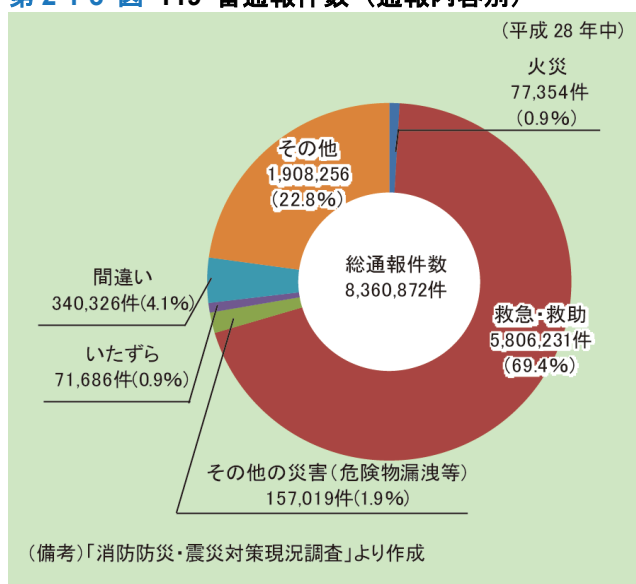
火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

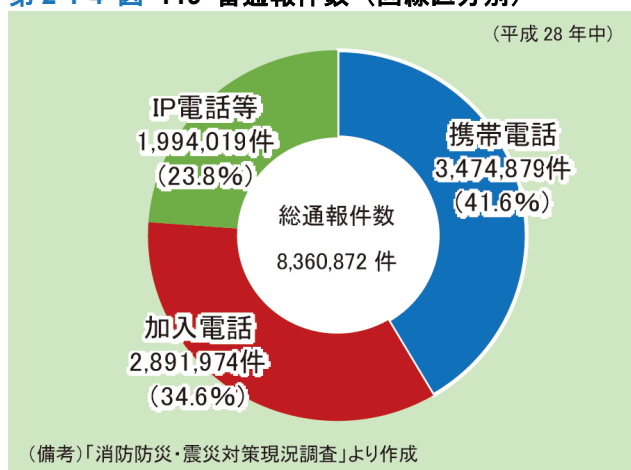
平成 28 年中の 119 番通報件数は、836 万 872 件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の 69.4%を占めている（第 2-1-3 図）。

近年の携帯電話・IP 電話*1 等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による 119 番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ 41.6%、23.8%となっている（第 2-1-4 図）。

第 2-1-3 図 119 番通報件数（通報内容別）



第 2-1-4 図 119 番通報件数（回線区分別）



(ア) 119 番緊急通報での位置情報通知

119 番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では 119 番通報を受けた際にモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

平成 19 年 4 月から、携帯電話等からの 119 番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成 21 年 10 月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」*2 を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

平成 29 年 4 月 1 日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの 119 番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、708 本部（うち統合型位置情報通知システム 592 本部）となっている。

(イ) 音声によらない通報

119 番通報は音声による意思疎通を前提とした仕組みであるため、聴覚・言語障害者が緊急通報を行う際には FAX や電子メールを用いた音声によらない代替手段で対応している。

しかし、こうした代替手段では FAX が置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在していることから、消防庁では、平成 27 年度から 28 年度にかけて、「119 番通報の多様化に関する検討会」を開催し、聴覚・言語障害者がスマートフォン等を活用して、いつでもどこからでも音声によらない円滑な通報を行える新たなシステム（Net119 緊急通報システム）のあり方について検討を行い、平成 29 年 3 月に、今後全国の消防本部で導入すべきシステムの標準仕様等を取りまとめた。

イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

*1 IP (Internet Protocol) 電話：電話通信ネットワークと電話端末との接続点において IP 技術を利用して提供する音声電話サービス

*2 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から 119 番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）においても、平成 26 年に、計画的に配置する旨改正した（第 2-1-3 表）。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせて配置することが求められる。

第 2-1-3 表 消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年 4 月 1 日現在）

区分	平成28年	平成29年	比較	
			増減数	増減率(%)
全 国 の 整 備 数	2,469,427 (100.0)	2,453,451 (100.0)	△ 15,976	△ 0.6
消 火 栓	1,916,386 (77.6)	1,903,782 (77.6)	△ 12,604	△ 0.7
防 火 水 槽	532,379 (21.6)	529,109 (21.6)	△ 3,270	△ 0.6
20㎡～40㎡未満	104,743	103,873	△ 870	△ 0.8
40㎡～60㎡未満	382,410	379,961	△ 2,449	△ 0.6
60㎡以上	45,226	45,275	49	0.1
井 戸	20,662 (0.8)	20,560 (0.8)	△ 102	△ 0.5

（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 () は、構成比を示し、単位は%である。

第4節

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施されている。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかけける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、各消防本部においては様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならず、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

平成29年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、この基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用された全ての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は800時間とされている。

- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は24時間とされている。

- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

- ・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(3) 消防学校における教育訓練の充実強化

災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景の下、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が必要であることから、消防学校における教育訓練の充実強化を図ることを目的に、平成27年3月に「消防学校の施設、人員及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部をそれぞれ改正した。

この改正では、標準的に備えるべき施設として、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設（模擬消火訓練装置、震災訓練施設等）を加えたほか、安全管理面に配慮した消防学校の教員数の算定方式の改正、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目及び時間配分への改正などを行っている。

(4) 教育訓練の実施状況

消防職員については、平成28年度中に延べ3万3,224人が消防学校における教育訓練を受講した（第2-4-1表）。消防団員については、平成28年度中に延べ4万1,698人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した（第2-4-2表）。

消防団員にあつては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと思

められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成 28 年度中においては、地方公共団体職員、地域の自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、企業の自衛消防隊等延べ 1 万 369 人に対し教育訓練が行われた。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

第 2-4-1 表 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況
(人)

	27年度	28年度
初任教育	6,411	6,094
専科教育	10,343	10,269
警防科	979	969
特殊災害科	683	608
予防査察科	921	954
危険物科	446	388
火災調査科	1,005	1,054
救急科	4,617	4,454
救助科	1,692	1,842
幹部教育	3,150	3,736
初級幹部科	1,903	2,415
中級幹部科	898	905
上級幹部科	349	416
特別教育	13,515	13,125
合 計	33,419	33,224

(備考)「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第 2-4-2 表 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況
(人)

区 分	27年度実績			28年度実績		
	学校教育	教員派遣	計	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	3,859	7,682	11,541	4,672	4,753	9,425
専科教育	2,264	0	2,264	2,150	13	2,163
警防科	1,033	0	1,033	769	13	782
機関科	1,231	0	1,231	1,381	0	1,381
幹部教育	8,172	438	8,610	6,973	567	7,540
初級幹部科	2,507	438	2,945	1,821	322	2,143
指揮幹部科修了者	193	0	193	601	2	603
分団指揮課程	2,631	0	2,631	2,486	13	2,499
現場指揮課程	3,034	0	3,034	2,666	232	2,898
特別教育	6,672	18,819	25,491	8,527	14,043	22,570
合 計	20,967	26,939	47,906	22,322	19,376	41,698

(備考)「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

※「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の両過程の修了者は、「指揮幹部科」を修了した者として計上している。

※平成 26 年 3 月の消防学校の教育訓練の基準の一部改正により、中級幹部科は指揮幹部科に改められた。

(1) 施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第 2 本館、訓練施設及び寄宿舎がある。

本館には、250 人収容の大教室、3 つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室等を設けている。

第 2 本館には、300 人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場等を設けている。

訓練施設には、スチームとスモークマシンを併用し、濃煙熱気的环境下での訓練が可能な屋内火災防御訓練棟及び地上 11 階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設を設けている。

寄宿舎には、172 人収容の南寮と 52 人収容の北寮のほか、女性の寮生活に必要な浴室、トイレ、更衣室、談話室などの女性専用施設を設けている。

なお、教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害対応化学車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

(2) 教育訓練の実施状況

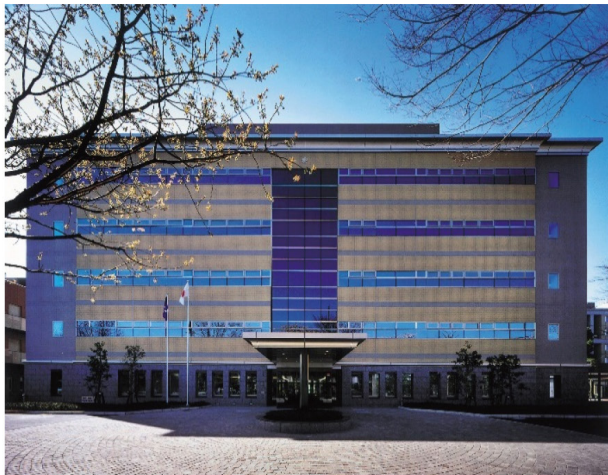
消防大学校では、平成 28 年度において、総合教育及び専科教育で 1,087 人、実務講習で 595 人の卒業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成 28 年度までで延べ 5 万 9,183 人となった。

また、平成 29 年度の定員は 2,006 人としている(第 2-4-3 表)。

学科については、平成 18 年度に大幅な再編を実施し、その後も受講側のニーズ等を踏まえて適宜見直しを行った結果、平成 28 年度においては、年間に 20 の学科と 11 の実務講習を実施した。

各課程の教育訓練内容(授業科目)については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れるほか、情報システムを活用して、火災時指揮シミュレーション訓練、大規模地震の際の受援シミュレーション訓練などに加えて、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練(ホットトレーニング)などカリキュラムの内容の充実を図っている。

また、一部の課程では、インターネットを使った事前学習(e-ラーニング)を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。



消防大学校本館



複数課程で実施する多数傷病者対応訓練



NBC 災害対応訓練



実火災体験型訓練（危険物火災）

平成 28 年度は、女性の研修機会の拡大を図るため、女性専用コースとして、女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした 5 日間の実務講習を実施した。

また、各学科の定員の 5 % を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

さらに、国際的な大規模イベント（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等）の開催に当たり、NBC 災害対応力の強化に資するために、オリンピック開催年度の平成 32 年度まで、NBC コースの教育日数を 10 日間から 15 日間に増やして実施している。

平成 29 年度は、平成 27 年度に開催した「消防大学校における教育訓練等に関する検討会」において、現任の消防学校教官には、それに相応しい高度の知識及び能力の専門的な修得とともに、消防学校の教育訓練のあり方を見直していけるような能力を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、業務運営の企画及び予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させることを目的とした学科を新設した。

また、女性消防吏員の研修機会の拡大として、女性専用コースの定員及び教育日数を増やして内容を充実させるほか、出前講座として実施している「消防大学校フォーラム」について、女性の活躍推進をテーマ

とした内容で実施することとしている。

このほか、消防本部の予防業務に携わる者を対象に、査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させることを目的とした実務講習を新設した。

（３）消防学校に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県の消防学校における教育訓練も充実強化が求められていることから、消防大学校では、次のような技術的援助を行っている。

ア 消防学校長・教官に対する教育訓練

新任の消防学校長及び教官に対して、それぞれ、新任消防長・学校長科及び新任教官科において教育訓練を行っている。

また、新任教官科及び現任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

なお、新任教官科及び現任教官科以外の各学科においても、教育指導者養成を目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

第 2-4-3 表 教育訓練実施状況

区 分			平成28年度(実績)		平成29年度(計画)			
			実施回数 (回)	卒業生 (人)	実施回数 (回)	定員 (人)	期間	教育目的
学 科	総合教育	幹部科	4	284	4	294	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	50	1	54	2週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	55	2	120	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	61	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	120	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む。)
		予防科	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	42	1	42	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1	115	1	60	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
		現任教官科	-	-	2	72	1週間	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。
	小計		20	1,087	22	1,194		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	76	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	67	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	66	1	66	3週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	1	56	1	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	1	69	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	64	1	72	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	2	90	2	128	2日	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース	1	47	1	96	1週間	消防団の業務、教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
	女性活躍推進コース		1	60	1	60	2週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
	査察業務マネジメントコース		-	-	1	48	1週間	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
	小計		11	595	12	812		
合計		31	1,682	34	2,006			

イ 講師の派遣

消防学校における教育内容の充実のため、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成 28 年度は、延べ 113 回の講師の派遣を実施した。

ウ 消防教科書の編集

消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成 29 年 4 月現在 21 種類が発行されている。

エ 講師情報の提供等

消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定

水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

(4) 特別講習会

ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、4 か年で 16 か所の会場所在県において特別講習会を計画している。平成 29 年度は北海道、兵庫県、埼玉県及び福岡県の 4 か所で開催し、安全管理、多数傷病者対応、NBC 対応等の講義を実施する。

第5節

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

平成28年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、620万9,964件（対前年比15万5,149件増、2.6%増）となっており、初めて500万件を超えた平成16年以降もほぼ一貫して増加傾向を続けている。救急出動件数は1日平均とすると約1万6,967件（前年約1万6,589件）で、約5.1秒（同5.2秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾向を続け、562万1,218人（対前年比14万2,848人増、2.6%増）となっており、国民の23人に1人（前年23人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。救急自動車による搬送の原因となった事故種別にみると、急病が360万7,942人（64.2%）、一般負傷が84万7,871人（15.1%）、交通事故が47万6,689人（8.5%）などとなっている（第2-5-1表、第2-5-2表）。

なお、消防防災ヘリコプターによる出動件数は3,664件（前年3,375件）、搬送人員は2,816人（前

年2,882人）となっている。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

平成28年中の救急自動車による搬送人員562万1,218人のうち、約半数が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（第2-5-3表）。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

平成28年中の救急自動車による搬送人員562万1,218人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が1万3,239人（0.2%）、乳幼児が27万515人（4.8%）、少年が20万2,189人（3.6%）、成人が191万8,454人（34.1%）、高齢者が321万6,821人（57.2%）となっており、高齢化の進展等により高齢者の占める割合が年々高まる傾向にある（前年56.7%）。

また、急病では高齢者（217万4,469人、60.3%）、交通事故では成人（29万7,051人、62.3%）、一般負傷では高齢者（55万9,037人、65.9%）が最も高い割合で搬送されている（第2-5-1図）。

第2-5-1表 救急出動件数及び搬送人員の推移

(各年中)

区分 年	救急出動件数				搬送人員				(A)のうち 急病による 出動件数(B)	(A)に 対する (B)の 割合(%)
	全出動件数	うち 救急自動車 による件数 (A)	うち 消防防災 ヘリコプ ターに よる件数	対前年 増加数・増加率(%)	全搬送人員	うち 救急自動車 による人員	うち 消防防災 ヘリコプ ターに よる人員	対前年 増加数・増加率(%)		
平成14年	4,557,949	4,555,881	2,068	158,754 (3.6)	4,331,917	4,329,935	1,982	139,447 (3.3)	2,610,812	57.3
平成15年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 (6.0)	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 (5.7)	2,819,620	58.4
平成16年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成17年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成18年	5,240,478	5,237,716	2,762	▲39,950 (▲0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	▲63,035 (▲1.3)	3,163,822	60.4
平成19年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲193,033 (▲3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	▲224,138 (▲4.6)	3,102,423	60.9
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	3,648,074	62.9
平成25年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	3,732,953	63.1
平成26年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	3,781,249	63.2
平成27年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	3,851,978	63.6
平成28年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 (2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 (2.6)	3,975,380	64.0

(備考) 「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

第 2-5-2 表 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

事故種別	平成27年中		平成28年中		対前年比	
	出動件数 (搬送人員)	構成比(%)	出動件数 (搬送人員)	構成比(%)	増加数	増加率(%)
急病	3,851,978 (3,491,374)	63.6 (63.7)	3,975,380 (3,607,942)	64.0 (64.2)	123,402 (116,568)	3.2 (3.3)
交通事故	501,321 (490,797)	8.3 (9.0)	488,861 (476,689)	7.9 (8.5)	-12,460 (-14,108)	-2.5 (-2.9)
一般負傷	894,742 (817,931)	14.8 (14.9)	926,356 (847,871)	14.9 (15.1)	31,614 (29,940)	3.5 (3.7)
自損行為	56,891 (38,425)	0.9 (0.7)	54,302 (37,054)	0.9 (-0.7)	-2,589 (-1,371)	-4.6 (-3.6)
労働災害	50,788 (49,589)	0.8 (0.9)	52,168 (50,791)	0.8 (0.9)	1,380 (1,202)	2.7 (2.4)
加害	35,879 (28,116)	0.6 (0.5)	35,217 (27,445)	0.6 (0.5)	-662 (-671)	-1.8 (-2.4)
運動競技	40,588 (40,307)	0.7 (0.7)	41,031 (40,692)	0.7 (0.7)	443 (385)	1.1 (1.0)
火災	22,318 (5,600)	0.4 (0.1)	22,132 (5,337)	0.4 (0.1)	-186 (-263)	-0.8 (-4.7)
水難	5,329 (2,327)	0.1 (0.1)	5,184 (2,341)	0.1 (0.0)	-145 (14)	-2.7 (0.6)
自然災害	493 (336)	0.0 (0.0)	827 (655)	0.0 (0.0)	334 (319)	67.7 (94.9)
その他	594,488 (513,568)	9.8 (9.4)	608,506 (524,401)	9.8 (9.3)	14,018 (10,833)	2.4 (2.1)
合計	6,054,815 (5,478,370)	100 (100)	6,209,964 (5,621,218)	100 (100)	155,149 (142,848)	2.6 (2.6)

(備考) 1 「救急年報報告」より作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第 2-5-3 表 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(平成 28 年中)

区分 事故種別	死亡	重症 (長期入院)	中等症 (入院診療)	軽症 (外来診療)	その他	計
急病	60,634 (1.7)	277,334 (7.7)	1,508,146 (41.8)	1,760,470 (48.8)	1,358 (0.0)	3,607,942 (100)
交通事故	2,136 (0.4)	18,414 (3.9)	91,249 (19.1)	364,588 (76.5)	302 (0.1)	476,689 (100)
一般負傷	5,591 (0.7)	55,158 (6.5)	282,462 (33.3)	504,225 (59.5)	435 (0.1)	847,871 (100)
その他	7,618 (1.1)	119,251 (17.3)	420,692 (61.1)	139,918 (20.3)	1,237 (0.2)	688,716 (100)
計	75,979 (1.4)	470,157 (8.4)	2,302,549 (41.0)	2,769,201 (49.3)	3,332 (0.1)	5,621,218 (100)

(備考) 1 「救急年報報告」より作成

2 初診時における傷病程度は次によっている。

(1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの

(2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの

(3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症又は軽症以外のもの

(4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの

(5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※ なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれる。

3 () 内は構成比を示し、単位は%である。

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

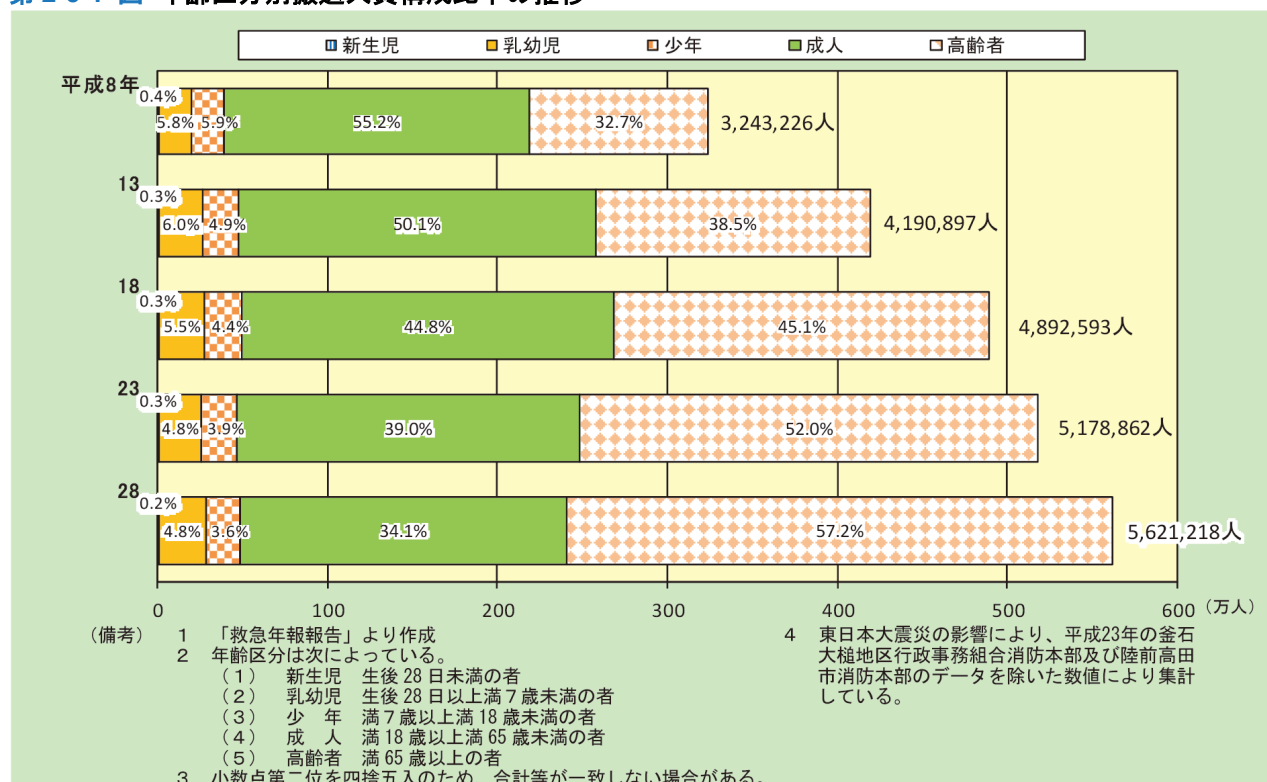
(4) 現場到着所要時間の状況

平成 28 年中の救急自動車による出動件数 620 万 9,964 件の内訳を現場到着所要時間(119 番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)別にみると、5分以上 10 分未満が 377 万 8,131 件で最も多

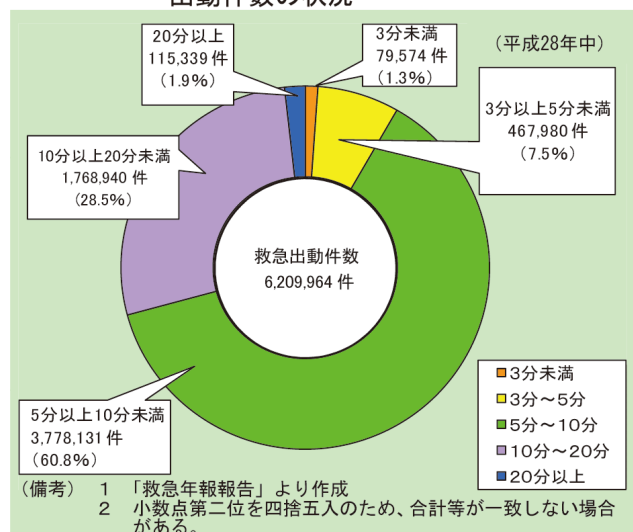
く、全体の 60.8%となっている(第 2-5-2 図)。

また、現場到着所要時間の平均は 8.5 分(前年 8.6 分)となっており、10 年前(平成 18 年)と比べ、1.9 分延伸している(第 2-5-4 図)。

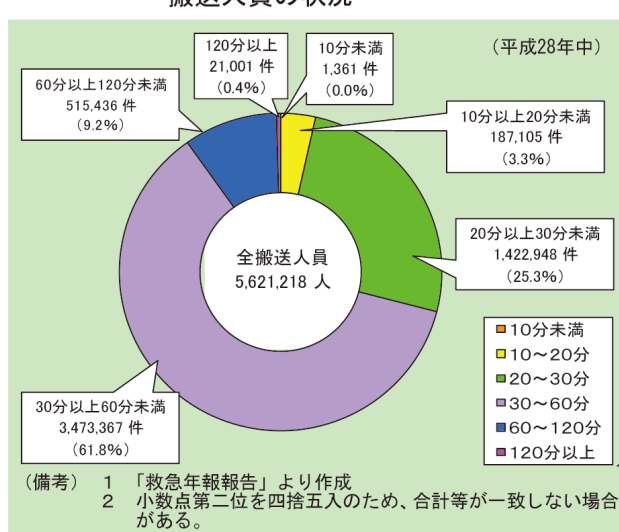
第 2-5-1 図 年齢区分別搬送人員構成比率の推移



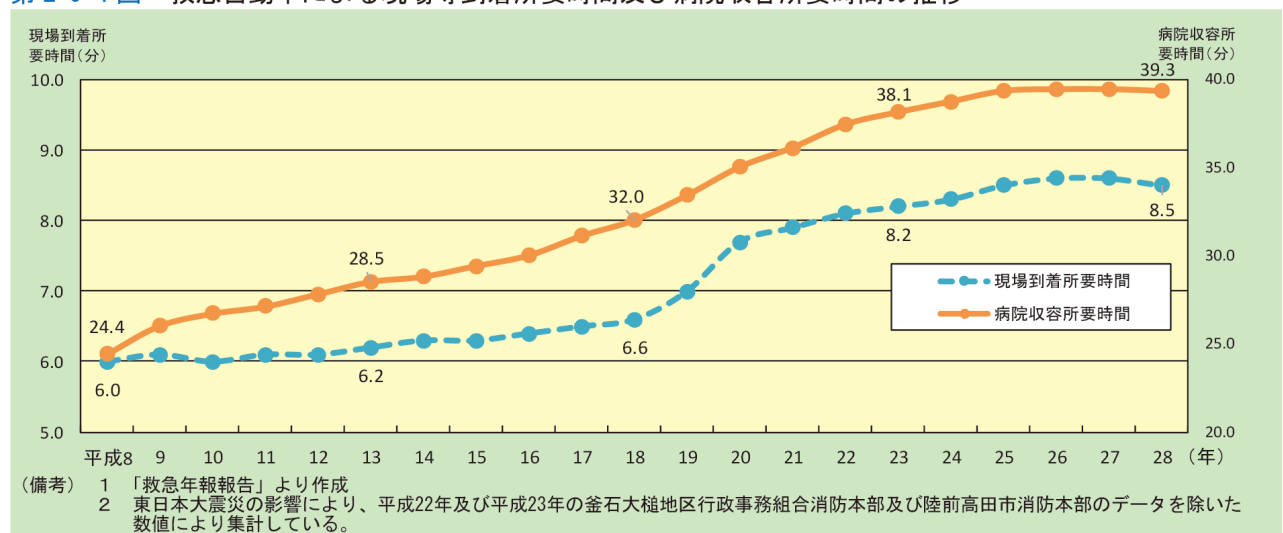
第 2-5-2 図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



第 2-5-3 図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



第 2-5-4 図 救急自動車による現場等到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



第 2-5-4 表 救急隊員の行った応急処置等の状況

事 故 種 別		急 病	交通事故	一般負傷	その他	合 計
応急処置等対象搬送人員		3,448,333	456,584	809,714	658,737	5,373,368
応 急 処 置 等 項 目	止 血	22,241 (0.2)	23,162 (1.3)	77,151 (2.6)	17,128 (0.7)	139,682 (0.7)
	被 覆	25,749 (0.2)	85,333 (4.8)	187,021 (6.2)	38,099 (1.5)	336,202 (1.6)
	固 定	42,529 (0.3)	220,826 (12.3)	164,892 (5.5)	48,780 (2.0)	477,027 (2.3)
	保 温	969,096 (7.1)	84,380 (4.7)	200,038 (6.6)	167,606 (6.7)	1,421,120 (6.8)
	酸素吸入	773,365 (5.7)	39,568 (2.2)	57,349 (1.9)	190,673 (7.6)	1,060,955 (5.1)
	人工呼吸	29,957 (0.2)	849 (0.0)	3,090 (0.1)	4,763 (0.2)	38,659 (0.2)
	胸骨圧迫	9,345 (0.1)	285 (0.0)	1,093 (0.0)	1,109 (0.0)	11,832 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	2,457	43	287	282	3,069
	心肺蘇生	94,736 (0.7)	3,129 (0.2)	11,100 (0.4)	11,222 (0.4)	120,187 (0.6)
	※うち自動式心マッサージ器	9,454	249	1,248	1,130	12,081
	※在宅療法継続	30,156 (0.2)	277 (0.0)	2,608 (0.1)	2,825 (0.1)	35,866 (0.2)
	※ショックパンツ	113 (0.0)	14 (0.0)	35 (0.0)	28 (0.0)	190 (0.0)
	※血圧測定	3,241,300 (23.8)	441,220 (24.6)	756,207 (25.1)	612,477 (24.5)	5,051,204 (24.2)
	※心音・呼吸音聴取	1,067,078 (7.8)	134,967 (7.5)	153,727 (5.1)	140,085 (5.6)	1,495,857 (7.2)
	※血中酸素飽和度測定	3,345,495 (24.6)	448,192 (25.0)	787,546 (26.2)	640,081 (25.6)	5,221,314 (25.0)
	※心電図測定	2,032,546 (14.9)	115,152 (6.4)	233,234 (7.7)	306,181 (12.3)	2,687,113 (12.8)
	気道確保	157,560 (1.2)	5,006 (0.3)	16,662 (0.6)	19,544 (0.8)	198,772 (1.0)
	※うち経鼻エアウェイ	8,421	172	828	1,084	10,505
	※うち喉頭鏡、鉗子等	4,920	126	3,082	396	8,524
	※うちラリngeアルマスク等	32,771	826	2,990	2,681	39,268
	※うち気管挿管	6,865	128	2,300	828	10,121
	※除細動	11,505 (0.1)	207 (0.0)	535 (0.0)	749 (0.0)	12,996 (0.1)
	※静脈路確保	47,154 (0.3)	1,730 (0.1)	4,887 (0.2)	4,037 (0.2)	57,808 (0.3)
	※うちCPA前	12,556	855	726	752	14,889
	※うちCPA後	31,586	746	3,800	2,963	39,095
	※薬剤投与	19,207 (0.1)	516 (0.0)	2,360 (0.1)	1,649 (0.1)	23,732 (0.1)
	※血糖測定	36,309 (0.3)	381 (0.0)	993 (0.0)	789 (0.0)	38,472 (0.2)
	※ブドウ糖投与	5,742 (0.0)	22 (0.0)	32 (0.0)	54 (0.0)	5,850 (0.0)
	※エピペン使用	212 (0.0)	13 (0.0)	39 (0.0)	22 (0.0)	286 (0.0)
	その他の処置	1,649,960 (12.1)	189,227 (10.5)	350,327 (11.6)	288,963 (11.6)	2,478,477 (11.9)
合 計		13,611,355 (100)	1,794,456 (100)	3,010,926 (100)	2,496,864 (100)	20,913,601 (100)
拡大された応急処置等		9,901,705	1,144,235	1,952,938	1,715,378	14,714,256

- (備考) 1 「救急年報報告」より作成
2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
3 () 内は構成比を示し、単位は%である。
4 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。
5 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。
6 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(5) 病院収容所要時間の状況

平成28年中の救急自動車による搬送人員562万1,218人の内訳を病院収容所要時間(119番通報を受

けてから病院に収容するまでに要した時間)別にみると、30分以上60分未満が347万3,367人(61.8%)で最も多くなっている(第2-5-3図)

また、病院収容所要時間の平均は 39.3 分（前年 39.4 分）となっており、10 年前（平成 18 年）と比べ、7.3 分延伸している（第 2-5-4 図）。

（6）救急隊員の行った応急処置等の状況

平成 28 年中の救急自動車による搬送人員 562 万 1,218 人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は 537 万 3,368 人（95.6%）となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は 2,091 万 3,601 件である。

また、平成 3 年以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（第 2-5-4 表における※の項目）の総件数は、1,471 万 4,256 件（対前年比 4.0%増）となっているが、このうち救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置（除細動*¹（救急救命士以外の救急隊員が行うものを含む。）、ラリングアルマスク*²等による気道確保、気管挿管、静脈路確保*³、薬剤投与*⁴、エピペン使用*⁵、血糖測定*⁶、ブドウ糖投与*⁷）の件数は 18 万 8,533 件（前年 16 万 1,381 件）に上り、前年比で約 16.8%増となっている。

2. 救急業務の実施体制

（1）救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、平成 29 年 4 月 1 日現在、1,690 市町村（792 市、737 町、161 村）となっている（東京都特別区は、1 市として計上している。以下同じ。）。

98.3%（前年 98.3%）の市町村で救急業務が実施され、全人口の 99.9%（同 99.9%）がカバーされている（人口は、平成 27 年の国勢調査人口による。以下同）。

第 2-5-5 表 救急業務実施市町村数の推移

（毎年 4 月 1 日現在）

年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
市町村数	3,162	3,136	3,048	2,352	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690
市町村実施率(%)	98.2	98.3	98.3	98.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（備考）「救急年報報告」より作成

- *¹ 除細動：心臓が痙攣したように細かく震えて血液が拍出できない致死的不整脈（心室細動）に電気ショックをかけることにより、その震えを取り除く処置のこと。
- *² ラリングアルマスク：気道確保に用いられる換気チューブの一つ。喉頭を覆い隠すように装着し、換気路を確保する。
- *³ 静脈路確保：静脈内に針やチューブを留置して輸液路を確保する処置。静脈路確保により、薬剤を必要時に直ちに静脈内投与することが可能になる。
- *⁴ 薬剤投与：医師の具体的な指示の下での、エピネフリン（アドレナリンともいう。以下単に「エピネフリン」という。）の投与を行うことをいう。
- *⁵ エピペン使用：アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤（エピペン）を処方されている者であった場合には、救急救命士が、エピペンによるエピネフリンの投与を行うこと。
- *⁶ 血糖測定：意識障害のある傷病者に対して血糖値を測定すること。
- *⁷ ブドウ糖投与：医師の具体的な指示の下での、ブドウ糖の投与を行うことをいう。

（2）救急隊数及び救急隊員数

救急隊は、平成 29 年 4 月 1 日現在、5,140 隊（対前年 50 隊増）設置されている（第 2-5-6 図）。

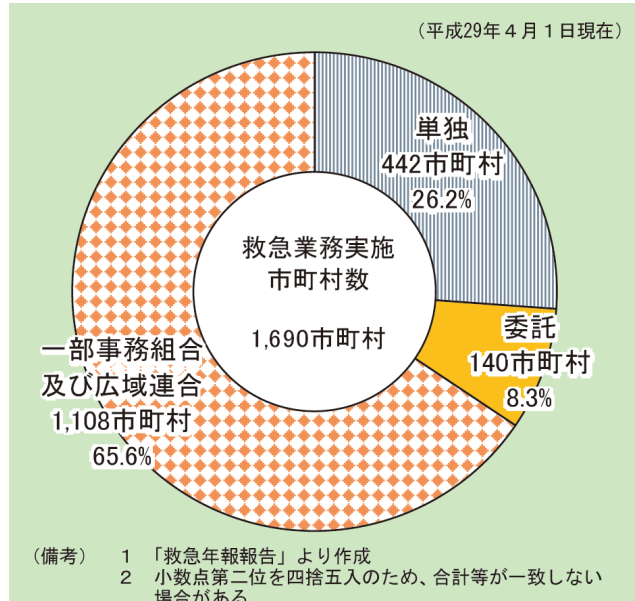
救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低 135 時間の救急業務に関する講習（旧救急 I 課程）を修了した者等とされている。

平成 29 年 4 月 1 日現在、この資格要件を満たす消

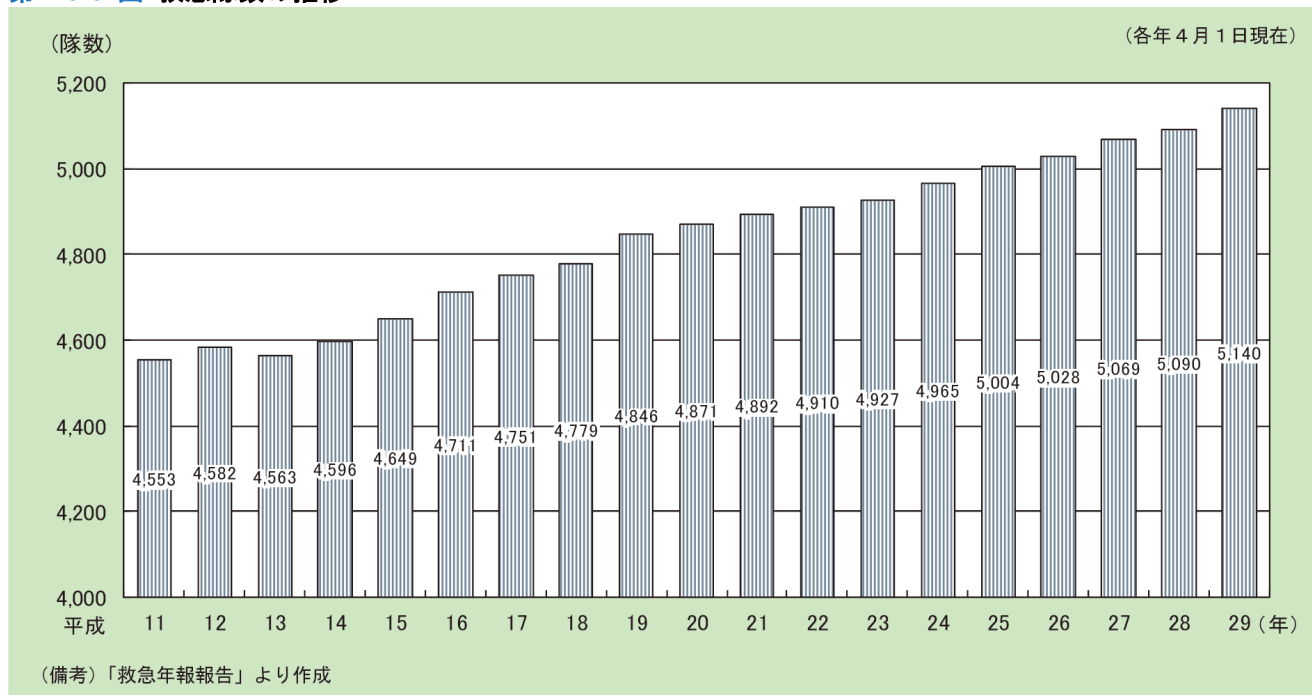
防職員は全国で 12 万 1,854 人（対前年 277 人増）となっており、このうち 6 万 2,489 人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（第 2-5-7 図）。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が 442 市町村、委託が 140 市町村、一部事務組合及び広域連合が 1,108 市町村となっている（第 2-5-5 図）。

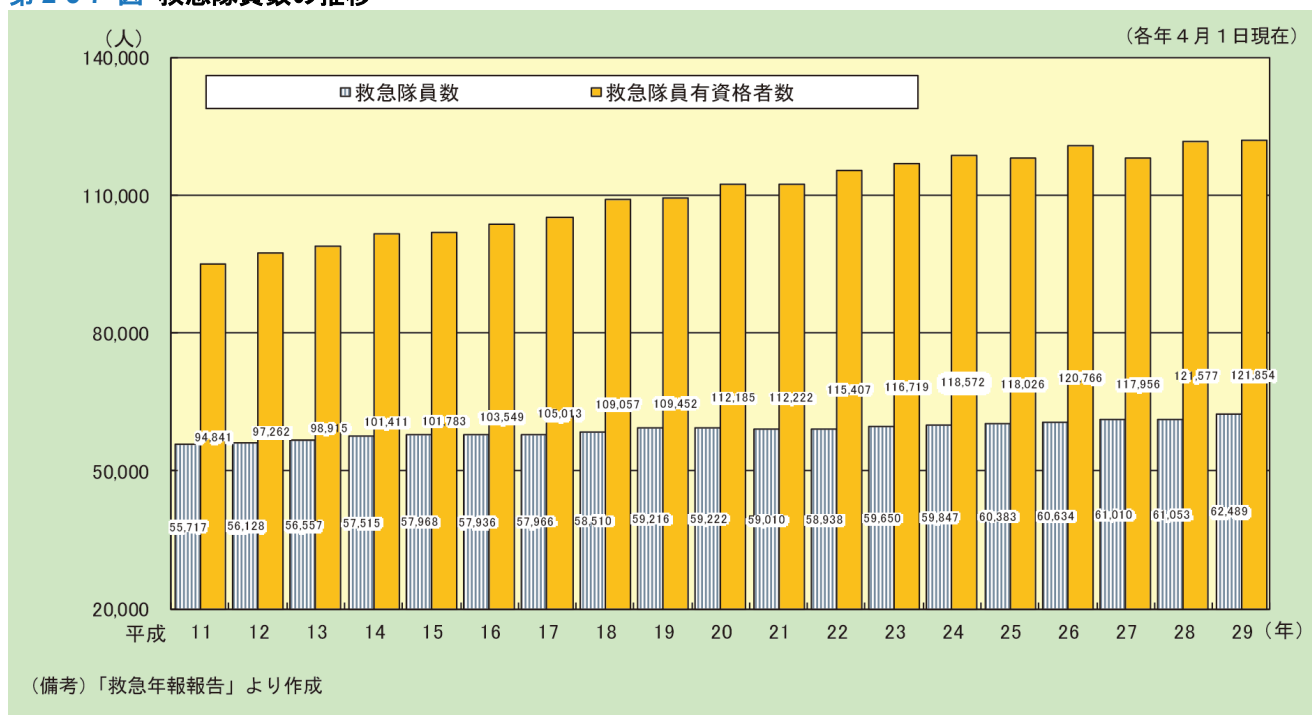
第 2-5-5 図 救急業務実施形態の内訳



第 2-5-6 図 救急隊数の推移



第 2-5-7 図 救急隊員数の推移



また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる 250 時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。）を修了した消防職員は、平成 29 年 4 月 1 日現在、全国で 8 万 1,960 人（対前年 31 人減）となっており、このうち 3 万 4,557 人が救急隊員として救急業務に従事している。

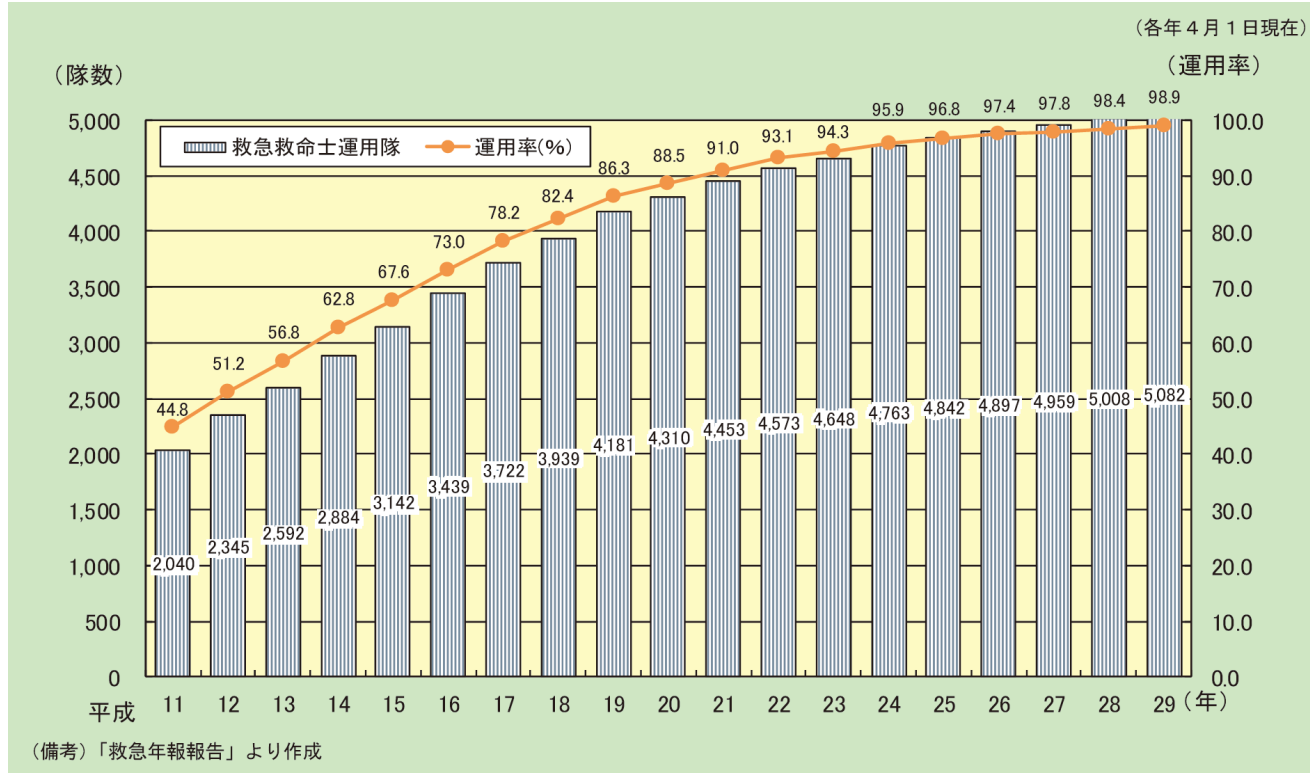
（３）救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも 1 人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進し

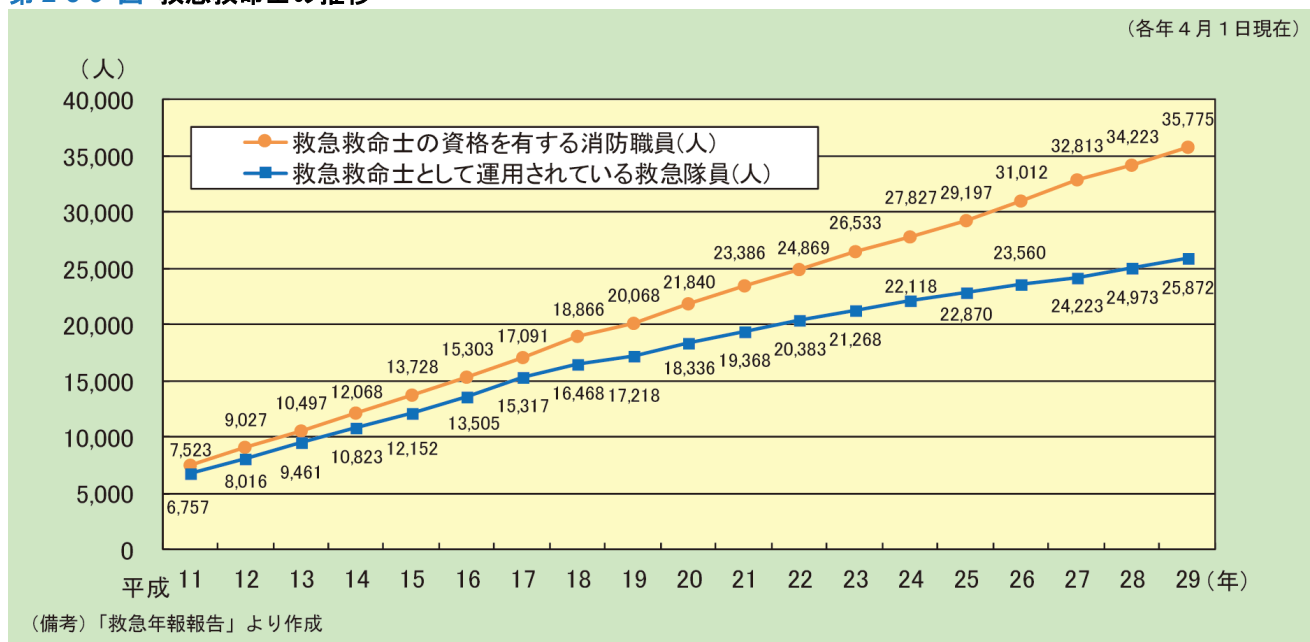
ている。

平成 29 年 4 月 1 日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国 732 消防本部のうち 731 本部で、その運用率は 99.9%（前年 99.9%）である。救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊 5,140 隊のうち 98.9%（同 98.4%）に当たる 5,082 隊（対前年 74 隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は 3 万 5,775 人（同 1,552 人増）となっているが、このうち 2 万 5,872 人（同 899 人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（第 2-5-8 図、第 2-5-9 図）。

第 2-5-8 図 救急救命士運用隊の推移



第 2-5-9 図 救急救命士の推移



(4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、平成 29 年 4 月 1 日現在、6,271 台 (対前年 61 台増) となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の 95.3% に当たる 5,977 台 (対前年 100 台増) となっている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道 (以下「高速自動車国道等」という。) における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及

び本州四国連絡高速道路株式会社 (以下「高速道路株式会社等」という。) が道路管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。高速自動車国道等における救急業務は、平成 29 年 3 月 31 日現在、供用延長 8,782km の全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3. 消防と医療の連携促進

(1) 救急搬送における医療機関の受入状況

全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を生ずる事案が報告されたことから、消防庁では、平成19年10月に、平成16年中から平成18年中における産科・周産期傷病者搬送の受入実態についての調査を初めて実施した。また、平成19年中の救急搬送における受入状況等実態調査においては、産科・周産期傷病者に加え、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者も対象として調査を実施した。

「平成28年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」では、平成27年中の同調査と比較し、照会回数4回以上の事案については、件数、割合いずれも全ての類型において減少した。(第2-5-6表)。現場滞在時間30分以上の事案については、件数は、小児傷病者搬送事案で増加する一方、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案、救命救急セ

ンター搬送事案で減少した。割合は、全ての類型において減少した(第2-5-7表)。

(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、消防庁では平成21年、厚生労働省と共同で、都道府県に対する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)の策定及び実施基準に関する協議会(以下「法定協議会」という。)の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法は、平成21年10月30日に施行され、現在、全ての都道府県において法定協議会が設置され、実施基準も策定されているところである。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

第2-5-6表 医療機関への受入照会回数4回以上の事案の推移

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	16,736	3.8%	15,132	3.4%	14,114	3.2%	11,754	2.7%	10,039	2.3%
産科・周産期傷病者搬送事案	530	3.6%	678	4.3%	617	3.8%	549	3.7%	540	3.5%
小児傷病者搬送事案	10,759	3.0%	9,528	2.7%	8,708	2.4%	8,570	2.4%	7,527	2.0%
救命救急センター搬送事案	25,324	3.9%	27,528	3.9%	26,740	3.6%	25,411	3.3%	20,248	2.6%

- (備考) 1 「平成28年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」より作成
2 重複あり
3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-5-7表 現場滞在時間30分以上の事案の推移

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	23,033	5.2%	23,950	5.4%	23,500	5.3%	22,379	5.2%	22,104	5.0%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,019	6.9%	1,333	8.4%	1,267	7.8%	1,194	7.9%	1,161	7.5%
小児傷病者搬送事案	10,431	2.9%	11,986	3.5%	11,423	3.2%	12,039	3.4%	12,237	3.2%
救命救急センター搬送事案	35,445	5.4%	41,777	5.9%	45,208	6.1%	47,030	6.1%	40,213	5.1%

- (備考) 1 「平成28年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」より作成
2 重複あり
3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握・紹介するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

各都道府県や地域において、消防機関と医療機関(救急以外の診療科も含む。)をはじめ、医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、

問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り(実施基準の改定等)を行っていくことが重要であり、各団体において、更なる取組を図っていくことが求められる。消防庁としても、引き続き、都道府県の法定協議会における実施基準の運用改善や見直しの議論に資するよう、必要な調査や情報提供を行うこととしている。

なお、消防法が改正され、実施基準に基づく救急搬

送が実施されたことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関*⁸への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

（３）救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成 29 年 4 月 1 日現在、全国で 4,267 箇所となっている。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが 563 箇所（平成 29 年 3 月 31 日現在）、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が 2,896 箇所（平成 29 年 3 月 31 日現在）、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが 288 箇所（平成 29 年 8 月 31 日現在）整備されている。

また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、39 箇所（平成 29 年 8 月 31 日現在）整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急搬送業務を行っている。

* 8 二次医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関以外の救急告示医療機関のこと。

第6節

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

平成28年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数5万7,148件（対前年比1,182件増、2.1%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）5万7,955人（同1,235人減、2.1%減）である（第2-6-1表）。

このうち、救助活動件数増加の主な要因は、「建物等による事故」における救助活動件数（対前年比1,151件増、5.1%増）が増加したことである。

また、救助人員減少の主な要因は、「風水害等自然災害事故」（対前年比1,940人減、67.1%減）において減少したことである。

(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

平成28年4月に発生した平成28年熊本地震では、人的被害、住家被害、道路損壊等の甚大な被害が発生する中、地元消防本部、消防団及び県内消防応援隊が緊急消防援助隊、警察、自衛隊等と協力し、懸命な救助活動が展開された。

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」において高い数値のまま推移している。

なお、「建物等による事故」については、救助活動件数において、平成20年以降最多の事故種別となっ

ており、救助人員においても、昭和53年（1978年）以降最多の事故種別であった「交通事故」を抜き、平成25年以降最多の事故種別となっている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、延べ138万3,457人である。

このうち、消防職員の出動人員は延べ131万368人であり、「建物等による事故」による出動が28.3%、「交通事故」による出動が26.9%となっている。一方、消防団員の出動人員は、延べ7万3,089人であり、「火災」による出動が70.7%となっている。

次に、救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、延べ56万4,641人であり、救助活動1件当たり9.9人が従事したこととなる。また、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は「火災」の16.9人が最も多く、次いで「水難事故」の14.5人となっている（第2-6-1図、第2-6-2図、第2-6-2表）。

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）」（以下「救助省令」という。）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置される。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊^{*1}の4つに区分される。

第2-6-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

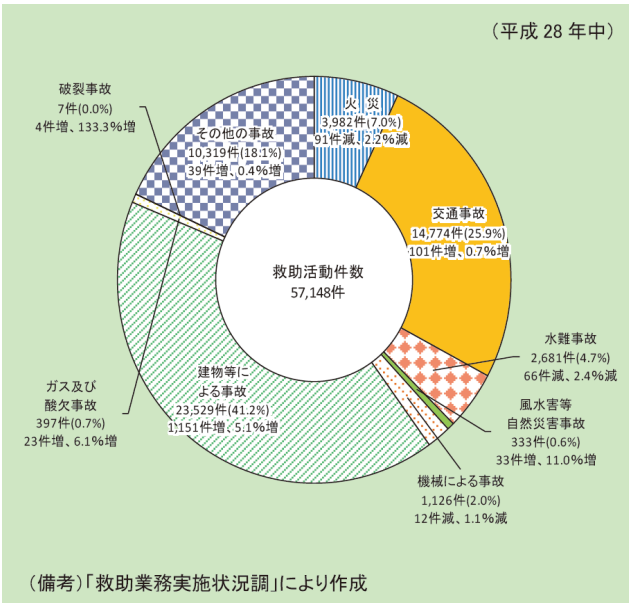
年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減比(%)	人員	対前年増減比(%)
平成24年中	56,103	△ 2.7	59,338	△ 6.7
平成25年中	56,915	1.4	57,659	△ 2.8
平成26年中	56,695	△ 0.4	57,809	0.3
平成27年中	55,966	△ 1.3	59,190	2.4
平成28年中	57,148	2.1	57,955	△ 2.1

（注）1 「救助業務実施状況調」により作成

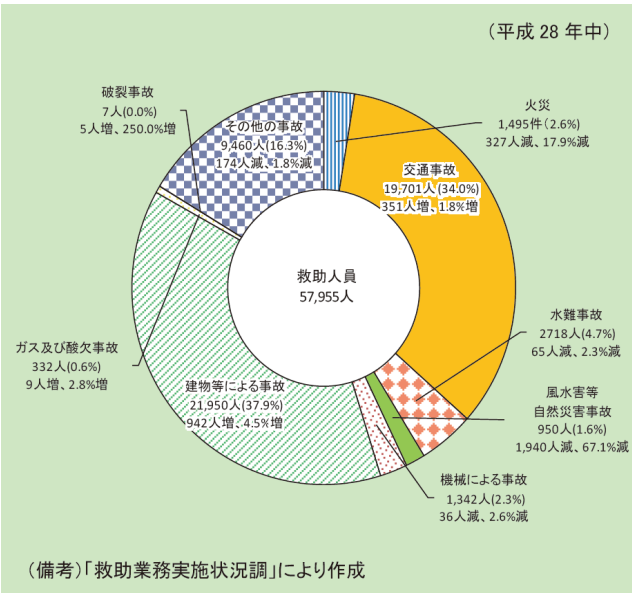
2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

*1 救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には、特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び政令指定都市では、1以上の高度救助隊を特別高度救助隊とすることとされている。

第 2-6-1 図 事故種別救助活動件数の状況



第 2-6-2 図 事故種別救助人員の状況



第 2-6-2 表 事故種別救助出動及び活動の状況

(平成 28 年中)

区分	事故種別	火 災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害事故	機械による 事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		3,982 (7.0)	14,774 (25.9)	2,681 (4.7)	333 (0.6)	1,126 (2.0)	23,529 (41.2)	397 (0.7)	7 (0.0)	10,319 (18.1)	57,148 (100.0)
救助人員		1,495 (2.6)	19,701 (34.0)	2,718 (4.7)	950 (1.6)	1,342 (2.3)	21,950 (37.9)	332 (0.6)	5 (0.0)	9,460 (16.3)	57,955 (100.0)
消防職員	救助出動人員	136,114 (10.4)	352,440 (26.9)	80,360 (6.1)	5,779 (0.4)	25,304 (1.9)	370,232 (28.3)	11,546 (0.9)	220 (0.0)	328,373 (25.1)	1,310,368 (100.0)
	救助活動人員	57,442 (10.4)	150,622 (27.4)	37,981 (6.9)	3,984 (0.7)	11,327 (2.1)	191,542 (34.8)	4,209 (0.8)	88 (0.0)	93,300 (16.9)	550,495 (100.0)
消防団員	救助出動人員	51,702 (70.7)	1,812 (2.5)	2,476 (3.4)	472 (0.6)	125 (0.2)	2,426 (3.3)	133 (0.2)	0 (0.0)	13,943 (19.1)	73,089 (100.0)
	救助活動人員	9,917 (70.1)	153 (1.1)	1,021 (7.2)	310 (2.2)	22 (0.2)	21 (0.1)	2 (0.0)	0 (0.0)	2,700 (19.1)	14,146 (100.0)
1件当たりの 救助活動人員		16.9	10.2	14.5	12.9	10.1	8.1	10.6	12.6	9.3	9.9

- (注) 1 「救助業務実施状況調」により作成
2 () 内は構成比 (%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
4 「救助活動人員」とは、救助活動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。
5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。
6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

平成 29 年 4 月現在、715 消防本部に 1,420 隊設置されており、救助隊員は 2 万 4,596 人となっている。

1 消防本部当たり約 2.0 隊の救助隊が設置され、1 隊に 17.3 人の救助隊員が配置されていることとなる。消防本部数及び救助隊数は広域化により減少しているが、1 消防本部当たりの救助隊数及び 1 隊当たりの救助隊員数は増加傾向にある。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器

具及び可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やテロ災害に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、消防庁として、救助工作車及び救助器具等について、緊急消防援助隊設備整備補助金及び地方交付税措置を講じることにより、その整備の促進を図っている (第 2-6-3 表)。

第 2-6-3 表 救助活動のための機械器具等の保有状況及び救助隊が搭乗する車両

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

主な救助器具	省令別表 第1	三連はしご	救命索 発射銃	油 圧 スプレッダー	油圧切断機	可 搬 ウィンチ	エンジン カッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性 ガス測定器	空気呼吸器	簡易画像 探索機
		7,435	1,891	2,146	1,993	4,400	6,262	6,686	1,339	5,672	49,489	915
	省令別表 第2	マット型空気 ジャッキ	大型油圧 スプレッダー	大型油圧 切断機	削岩機	空気鋸	ロープ 登降機	ハンマ ドリル	送排風機	酸素呼吸器		
		2,699	2,192	2,218	1,687	1,942	3,042	1,617	2,176	3,400		
	省令別表 第3	画像探索機	地中音響 探知機	熱画像 直視装置	夜間用 暗視装置	地震警報器	電磁波 探査装置	二酸化炭素 探査装置	水 中 探査装置			
		607	320	1,301	347	199	115	60	77			
	搭乗車両	救助工作車	はしご車	屈折 はしご車	消防 ポンプ車	水槽付 ポンプ車	化学車	特殊災害 自動車	その他	計		
		1,248	421	90	262	376	121	14	475	3,007		

3. 全国消防救助技術大会の実施

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和 47 年（1972 年）から全国消防救助技術大会が毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

全国消防救助技術大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれの部に隊員一人一人が基本的な

技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、さらに、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

第 46 回大会は、平成 29 年 8 月 23 日に宮城県利府町で開催され、陸上の部は 704 人、水上の部は 230 人の隊員が参加した。第 47 回大会は京都市で開催される。

第8節

広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制－省略－

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関

相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

第2-8-1 表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去20年間）

（平成29年11月1日現在 単位：件）

年 (平成)	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の災害
10	17	12		1		1			3
11	18	15	1	2					
12	23	21				1	1		
13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	6	4		1				1	
計	379	313	5	25	0	8	1	3	24

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊（交替要員を含めると約4,000人規模）、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊（同約1万3,000人規模）、合計で1,267隊（同約1万7,000人規模）であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコ

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組

組織法の一部を改正する法律が、平成 15 年に成立し、平成 16 年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で 2 以上の都道府県に及ぶもの、NBC 災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされた。

この基本計画は、平成 16 年 2 月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成 20 年度までに 3,000 隊登録することを目標としていた。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第 10 条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（2 分の 1）については政令で規定されている（第 2-8-2 表）。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特

殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用するができることとした。

ウ 平成 20 年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成 20 年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている（第 2-8-1 図）。

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が 2 以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成 16 年新潟・福島豪雨災害や平成 16 年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2 以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた（第 2-8-2 図）。

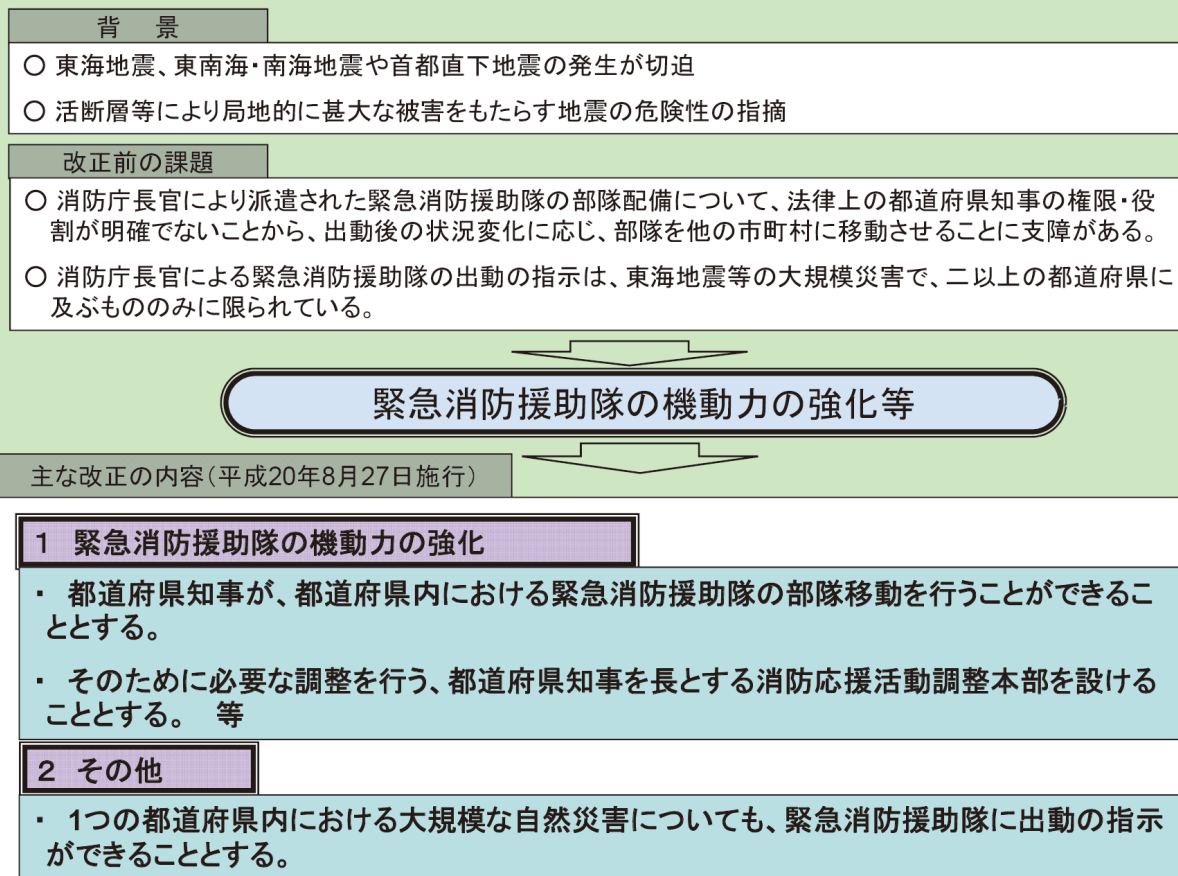
(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ) の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第 2-8-3 図）。

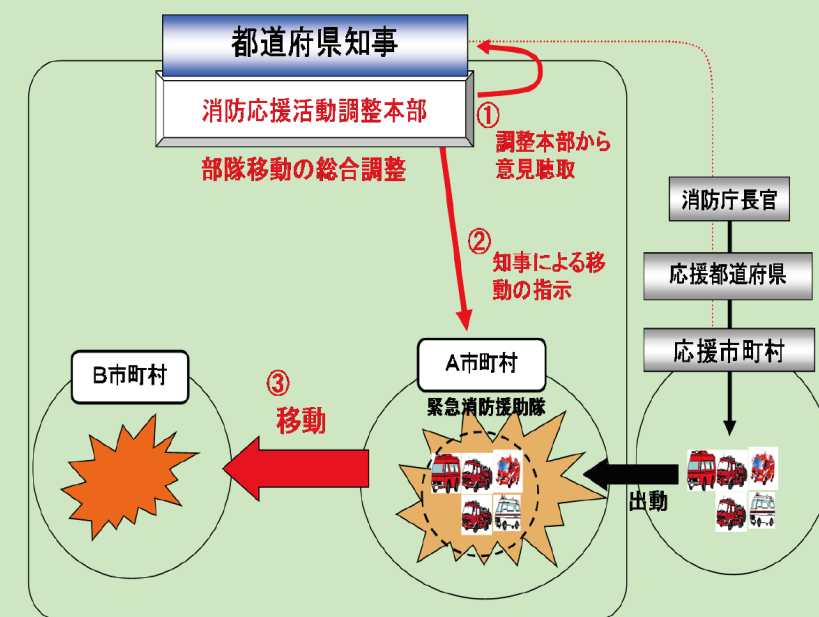
第 2-8-2 表 平成 15 年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、NBC災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金 (補助率原則 1/3)	義務的補助金 (補助率 1/2)
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

第 2-8-1 図 平成 20 年消防組織法改正の概要



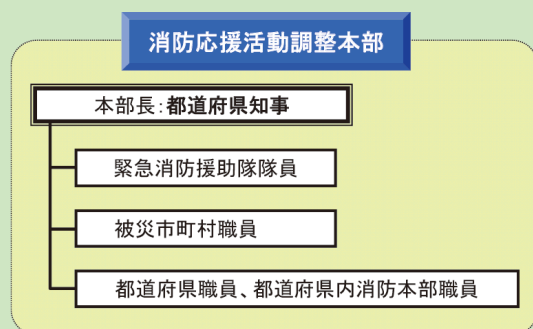
第 2-8-2 図 都道府県知事の出動指示権



※ なお、都道府県境界を越える移動は消防庁長官が指示

第 2-8-3 図 消防応援活動調整本部の組織

調整本部は、県内の部隊移動の総合調整を行うとともに、被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行い、知事の的確な判断を助ける。



（エ）消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。従来は2以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたものが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

（2）緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

ア 緊急消防援助隊の編成

（ア）指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

（イ）都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中

隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。（第 2-8-4 図）

（ウ）統合機動部隊

統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする。

（エ）エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等のエネルギー・産業基盤が立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

イ 出動計画

（ア）基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

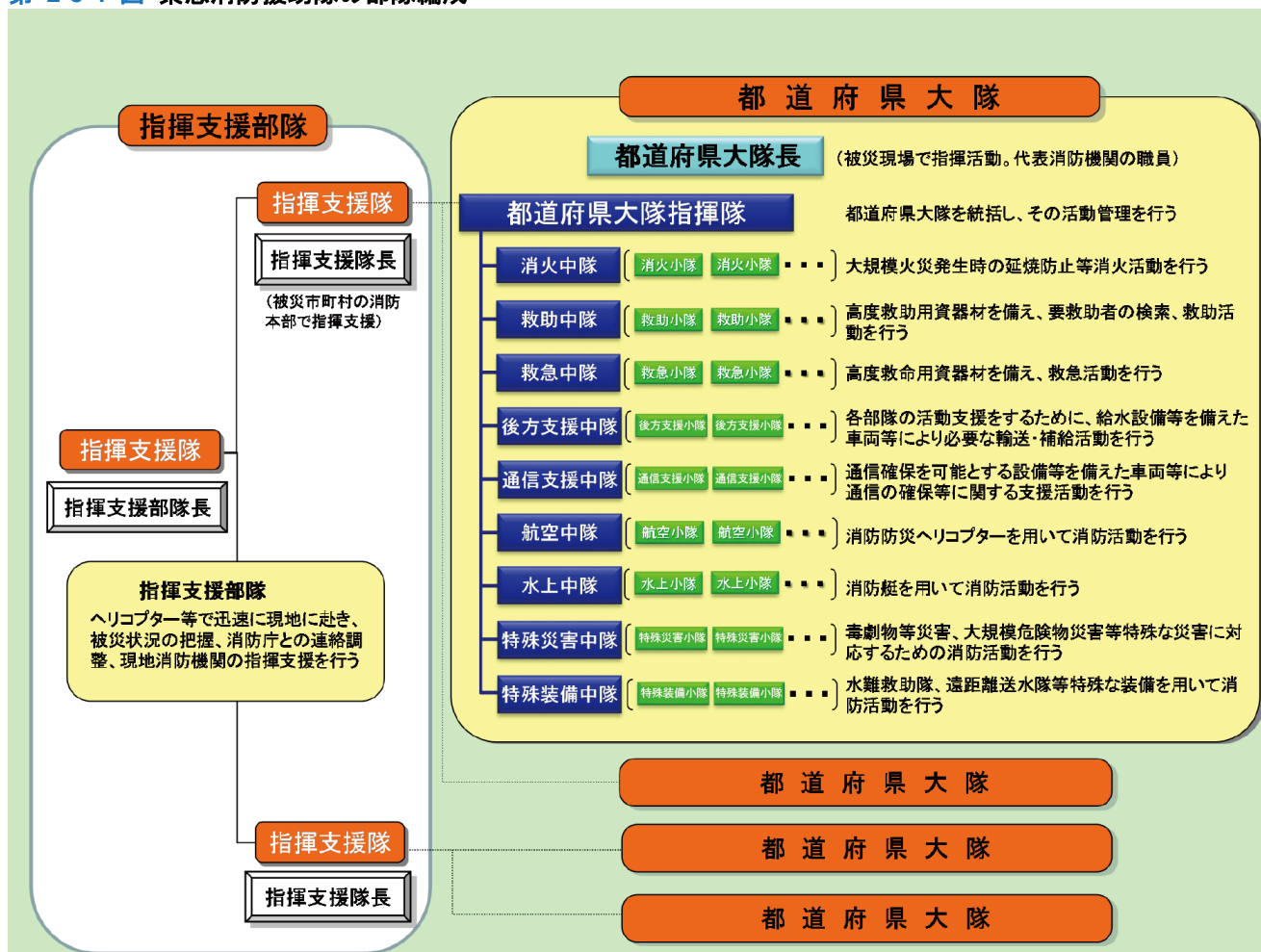
具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

（イ）大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要がある。

このため「消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っていき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成 20 年 7 月に策定した。なお、平成 27 年 3 月、同実施要綱は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定した。

第 2-8-4 図 緊急消防援助隊の部隊編成



(ウ) 東海地震等における出動計画

東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地震及び首都直下地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地震及び首都直下地震を想定して、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、それぞれの発災時における緊急消防援助隊運用方針やアクションプランを策定している。

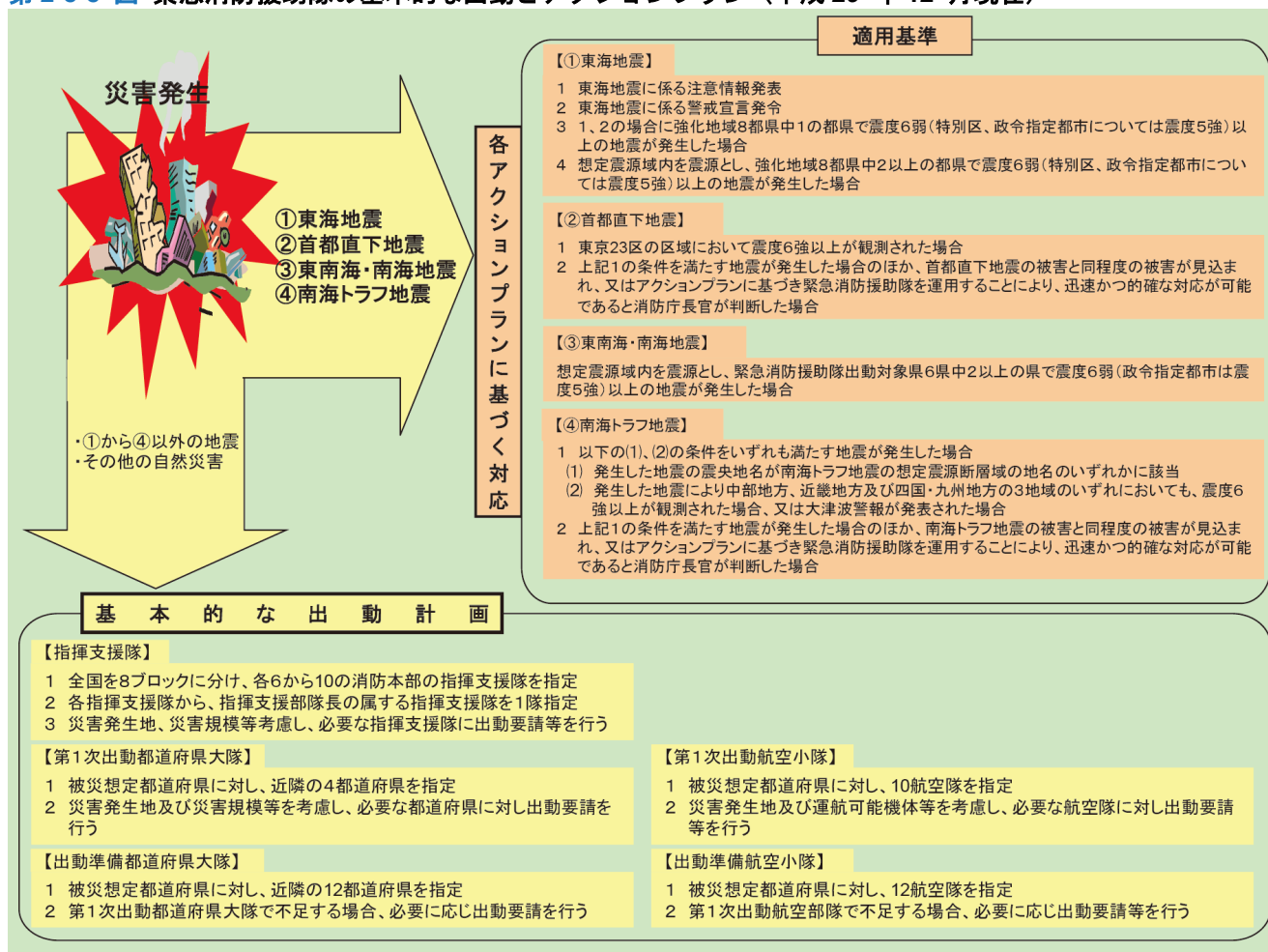
例えば、南海トラフ地震の場合、平成 28 年 3 月に策定した南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、被災の状況等を踏まえ、あらかじめ作成した 4 パターンの応援編成計画に基づき、重点受援県に指定されている 10 県以外の 37 都

道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

また、平成 29 年 3 月に策定した首都直下地震におけるアクションプランにおいても、受援都道府県に指定されている 4 都県以外の 43 道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

南海トラフ沿いの地震については、平成 29 年 9 月に南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの報告において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性が示されたことから、今後、国、地方公共団体等における新たな防災対応を踏まえつつ、必要に応じて、緊急消防援助隊運用方針やアクションプランを改定する予定である。

第 2-8-8 図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン（平成 29 年 12 月現在）



(エ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に迅速に被災地へ緊急消防援助隊が出動するため、都道府県が策定する応援計画等の内容と整合性を図りつつ応援計画を策定する必要がある。

ウ 応援要請等

平成 26 年に発生した災害の教訓等を踏まえ、平成 27 年 3 月、「緊急消防援助隊運用要綱」を見直し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」により、以下の内容を規定した。

(ア) 迅速な応援要請

大規模災害が発生した場合、都道府県知事が、迅速に応援等の要請ができるよう、詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断したときは、応援等の要請を行うこととした。

また、これまで都道府県知事からの応援等の要請は、様式に基づいて書面により行うこととしていたが、応

援等が必要である旨を電話により行うこととした。さらに、都道府県知事が自衛隊の災害派遣要請を行う際には、同時に、緊急消防援助隊の応援等の必要性についても検討することとした。

(イ) 関係機関との連携

都道府県レベルにおける関係機関（自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等）との連携を強化するため、消防応援活動調整本部は、都道府県災害対策本部に加え、政府現地対策本部及び関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとした。

また、市町村レベルでは、関係機関との連携を強化するため、指揮支援本部は、市町村災害対策本部及び指揮本部（被災地の消防本部に設置）と緊密な連携を図ることができる場所に設置することとし、必要に応じて指揮支援本部長の判断により市町村災害対策本部又は指揮本部へ隊員を派遣することとした。

エ 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入に当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。特に、大規模災害発生時には、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各機関の航空機が被災都道府県への応援のため、集結することが想定されることから、都道府県災害対策本

部内に航空運用調整班を設け、安全かつ円滑な航空運用調整を図ることとしている。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において緊急消防援助隊を受入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

（３）緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法第 45 条第 4 項の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成 7 年（1995 年）9 月に 1,267 隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、登録数が増加し、平成 29 年 4 月 1 日現在では全国 727 消防本部（全国の消防本部の約 99%）等から 5,658 隊の登録となり、平成 28 年 4 月 1 日の登録数（5,301 隊）より 357 隊増加した。

なお、平成 26 年 3 月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、平成 30 年度末までの登録目標隊数を、おおむね 4,500 隊規模からおおむね 6,000 隊規模へと大幅に増隊することとした。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成 15 年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成 18 年からは緊急消防援助隊施設整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第 50 条の規定による無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車、拠点機能形成車等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を全国の消防本部等に配備している（第 2-8-3 表）。



津波・大規模風水害対策車



拠点機能形成車

第 2-8-3 表 消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度 (平成)	配備車両等	配備数
17	ヘリコプター	1機
18	大型ブローア装置搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
22	海水利用型消防水利システム	2式
	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車Ⅰ型	47台
23	海水利用型消防水利システム	3式
23	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車	1組
	無線中継車	21台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
	ヘリコプター動態管理システム	11式
25	ヘリサットシステム	1式
	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
26	ヘリサットシステム	4式
	ヘリサット用カメラ	3式
	拠点機能形成車	4台
	津波・大規模風水害対策車	2台
27	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	消防活動用ドローン	2式
28	重機及び重機搬送車	3組
	大型除染システム搭載車	1台
	ヘリコプター動態管理システム	6式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	3台
29 ※	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	大型除染システム搭載車	1台
	ヘリコプター動態管理システム	5式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	無線中継車	3台
	大型除染システム搭載車	1台
	燃料補給車	9台
	ヘリテレ受信機	23式

(備考) ※については、平成 29 年度中に配備予定

さらに、平成 23 年度に創設された緊急防災・減災事業債（100%充当、交付税率 70%）において、平成 25 年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図る車両の装備等」及び「緊急消防援助隊の広域活動拠点施設」にも対象事業が拡大された。

平成 26 年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、緊急消防援助隊が自立的に救助活動等を行える拠点施設の整備を促進している。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

附属資料1-1-2 都道府県別火災損害状況

(平成 28 年中)

区分	出 火 件 数							焼 損 棟 数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
都道府県												
北海道	1,859	1,137	33	360	3	0	326	1,459	334	124	445	556
青森	472	262	31	46	2	0	131	510	183	47	152	128
岩手	438	219	58	46	1	0	114	412	170	24	121	97
宮城	734	387	28	102	3	0	214	598	172	33	158	235
秋田	311	191	32	32	1	0	55	380	165	28	112	75
山形	311	163	25	27	0	0	96	264	81	11	83	89
福島	640	338	38	83	1	0	180	587	207	42	163	175
茨城	1,062	510	45	137	0	0	370	935	340	52	221	322
栃木	669	332	28	100	0	0	209	554	189	43	151	171
群馬	755	377	16	84	0	0	278	596	160	30	179	227
埼玉	1,835	1,052	15	189	0	0	579	1,567	305	91	460	711
千葉	1,742	927	40	164	3	0	608	1,313	288	69	310	646
東京	4,007	2,780	1	280	3	1	942	3,129	107	102	530	2,390
神奈川	1,927	1,176	9	189	8	0	545	1,483	169	70	358	886
新潟	573	394	20	61	0	0	98	849	344	50	231	224
富山	195	139	3	32	0	0	21	182	47	19	50	66
石川	244	144	8	34	0	0	58	217	48	15	66	88
福井	196	127	1	24	0	0	44	176	45	12	47	72
山梨	338	138	12	33	0	0	155	212	67	17	70	58
長野	786	362	33	68	0	0	323	498	152	46	166	134
岐阜	686	333	21	78	0	0	254	486	123	19	158	186
静岡	967	551	12	102	0	0	302	802	172	49	227	354
愛知	2,042	1,086	28	240	4	0	684	1,455	258	81	376	740
三重	654	306	19	89	1	0	239	476	143	33	135	165
滋賀	448	218	11	64	1	0	154	340	73	21	86	160
京都	545	355	9	63	0	0	118	507	102	32	133	240
大阪	2,129	1,436	9	206	0	1	477	1,826	140	105	482	1,099
兵庫	1,569	827	47	159	3	1	532	1,086	186	42	312	546
奈良	448	205	9	48	0	0	186	294	75	16	81	122
和歌山	353	186	7	48	2	0	110	279	80	18	69	112
鳥取	219	120	9	18	0	0	72	188	50	15	71	52
島根	256	127	28	24	1	0	76	198	77	7	47	67
岡山	601	331	41	55	1	0	173	560	169	33	171	187
広島	781	448	40	82	3	0	208	704	163	42	188	311
山口	434	226	17	46	2	0	143	390	105	37	113	135
徳島	239	131	14	32	1	0	61	214	80	14	60	60
香川	298	158	13	34	1	0	92	221	66	12	74	69
愛媛	389	252	5	25	3	0	104	390	113	24	114	139
高知	266	146	14	22	0	0	84	232	89	14	69	60
福岡	1,274	785	10	146	5	0	328	1,026	181	65	290	490
佐賀	258	131	7	33	2	0	85	181	42	15	62	62
長崎	482	232	20	54	8	0	168	343	95	25	84	139
熊本	592	305	42	75	2	0	168	482	136	16	122	208
大分	383	199	24	55	2	0	103	284	73	12	78	121
宮崎	399	213	34	46	1	0	105	357	113	19	111	114
鹿児島	604	332	25	58	3	0	186	556	213	26	125	192
沖縄	421	197	36	60	1	0	127	234	32	11	57	134
都道府県計	36,831	20,991	1,027	4,053	72	3	10,685	30,032	6,722	1,728	7,968	13,614
札幌市	517	340	1	109	0	0	67	393	26	25	129	213
仙台市	250	149	0	25	0	0	76	190	21	8	33	128
さいたま市	273	158	0	22	0	0	93	235	43	8	61	123
千葉市	265	150	2	33	0	0	80	182	21	5	33	123
特別区	3,010	2,156	0	185	3	1	665	2,396	49	71	413	1,863
横浜市	754	449	0	61	4	0	240	570	48	26	133	363
川崎市	374	247	0	28	3	0	96	278	10	11	66	191
相模原市	149	89	3	22	0	0	35	118	25	5	25	63
新潟市	140	106	0	23	0	0	11	197	42	11	61	83
静岡市	169	91	3	14	0	0	61	144	25	8	39	72
浜松市	166	92	5	19	0	0	50	127	22	11	41	53
名古屋市	567	339	3	76	0	0	149	421	32	19	117	253
京都市	256	193	2	23	0	0	38	266	33	20	86	127
大阪市	850	615	0	66	0	0	169	739	31	26	217	465
堺市	178	112	0	14	0	0	52	142	7	8	22	105
神戸市	457	259	6	52	0	0	140	313	32	11	89	181
岡山市	159	92	3	17	0	0	47	154	32	6	50	66
広島市	275	176	5	31	0	0	63	216	18	5	45	148
北九州市	256	153	2	24	2	0	75	210	39	9	70	92
福岡市	283	216	0	23	1	0	43	240	13	6	69	152
熊本市	174	103	3	21	0	0	47	145	19	5	34	87
21 都 市 計	9,522	6,285	38	888	13	1	2,297	7,676	588	304	1,833	4,951

(注) 21 都市計については都道府県計の内数

附属資料1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 28 年中）

区分	焼 損 面 積			死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り災人員数
	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	56,224	6,557	6,026	69	290	811	188	76	547	1,659
青森	32,085	2,777	1,837	32	79	289	94	27	168	645
岩手	23,991	1,780	1,053	15	52	195	64	8	123	504
宮城	26,010	1,102	358	30	118	358	99	14	245	872
秋田	52,739	2,009	2,614	22	54	188	79	11	98	512
山形	8,787	928	340	14	53	119	30	6	83	314
福島	36,125	2,222	7,953	42	95	293	93	23	177	686
茨城	40,629	4,537	221	46	140	495	180	29	286	1,188
栃木	21,967	1,344	1,987	36	82	304	103	23	178	708
群馬	20,936	2,943	140	35	119	346	75	39	232	806
埼玉	34,694	6,315	178	70	276	959	191	51	717	2,254
千葉	32,982	2,997	204	66	274	773	172	47	554	1,742
東京	18,262	6,980	131	83	853	2,077	140	147	1,790	4,035
神奈川	24,947	7,002	110	63	344	1,075	182	63	830	2,289
新潟	67,356	5,002	627	49	138	482	190	29	263	1,244
富山	9,093	351	52	14	35	97	30	8	59	236
石川	12,825	1,599	31	12	41	121	33	9	79	322
福井	7,422	303	7	6	31	91	23	8	60	255
山梨	10,087	761	170	11	45	122	37	11	74	263
長野	23,855	3,463	1,617	44	101	256	77	23	156	621
岐阜	18,328	1,975	174	29	96	310	72	26	212	749
静岡	23,288	3,311	84	42	135	471	110	28	333	1,148
愛知	34,828	5,003	156	57	286	893	155	66	672	2,108
三重	16,995	1,554	297	25	81	242	95	21	126	509
滋賀	21,186	824	163	18	69	188	37	15	136	498
京都	11,888	1,367	109	29	92	379	69	27	283	734
大阪	33,788	7,068	63	74	430	1,542	201	132	1,209	3,167
兵庫	34,128	3,220	434	54	221	703	109	39	555	1,503
奈良	10,764	1,853	2,336	14	58	189	36	11	142	498
和歌山	11,138	573	186	15	57	139	34	10	95	304
鳥取	9,487	1,632	38	12	41	100	33	7	60	219
島根	9,426	830	281	14	39	95	36	3	56	230
岡山	20,398	1,468	457	32	90	317	91	19	207	770
広島	22,964	2,041	826	30	132	372	80	24	268	829
山口	14,005	947	75	26	51	216	69	10	137	480
徳島	10,862	2,638	202	16	35	108	38	13	57	267
香川	8,352	631	27	13	36	121	42	9	70	248
愛媛	13,061	1,109	59	22	76	233	72	15	146	499
高知	8,588	1,219	181	11	37	135	45	7	83	283
福岡	35,385	2,714	1,093	47	200	718	142	55	521	1,508
佐賀	7,487	816	13	10	47	121	24	16	81	326
長崎	12,102	2,714	66	17	72	220	71	13	136	536
熊本	21,714	1,682	1,074	22	74	285	83	9	193	689
大分	14,959	854	2,546	12	56	150	35	3	112	332
宮崎	14,207	1,676	1,010	14	55	176	67	6	103	369
鹿児島	22,948	1,132	181	33	89	322	115	11	196	720
沖縄	3,189	829	624	5	24	139	23	6	110	292
都道府県計	1,026,481	112,652	38,411	1,452	5,899	18,335	4,064	1,253	13,018	40,970
札幌市	6,533	2,103	0	18	84	254	23	17	214	491
仙台市	2,881	291	0	5	46	136	21	4	111	297
さいたま市	4,693	1,237	0	10	32	164	24	3	137	400
千葉市	1,857	261	1	7	39	108	24	5	79	235
特別区	11,901	5,001	30	52	660	1,569	98	105	1,366	2,994
横浜市	5,541	1,673	0	25	130	444	72	23	349	913
川崎市	2,386	443	0	5	64	210	37	12	161	448
相模原市	3,672	254	4	6	23	69	14	2	53	146
新潟市	7,316	709	0	16	38	139	33	8	98	372
静岡市	3,475	277	26	7	36	90	15	5	70	226
浜松市	3,687	695	4	5	30	77	18	4	55	202
名古屋	6,218	1,494	8	18	90	337	40	29	268	685
京都市	4,282	751	26	15	52	236	39	18	179	392
大阪市	5,429	3,280	0	32	183	679	53	63	563	1,242
堺市	1,315	192	0	4	31	107	15	5	87	232
神戸市	3,493	763	36	20	74	220	24	16	180	423
岡山市	5,601	576	3	8	27	101	18	4	79	247
広島市	2,929	562	45	5	53	149	19	8	122	339
北九州市	6,448	479	2	14	42	171	40	8	123	339
福岡市	2,546	822	0	6	48	202	26	11	165	388
熊本市	3,230	497	12	7	24	95	14	3	78	241
21 都 市 計	95,433	22,360	197	285	1,806	5,557	667	353	4,537	11,252

（注） 21 都市計については都道府県計の内数

附属資料1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 28 年中）（単位：千円）

区分 都道府県	損害額									
	計	建 物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	3,650,772	3,391,552	2,084,483	1,307,069	3,801	168,631	3,440	0	71,850	11,498
青森	1,056,244	990,324	719,775	270,549	17,194	32,902	1,400	0	13,584	840
岩手	1,012,037	947,111	783,263	163,848	11,977	22,167	2,329	0	28,453	0
宮城	2,377,742	2,129,509	1,095,561	1,033,948	1,723	49,562	80,045	0	116,903	0
秋田	2,580,324	2,427,908	1,330,200	1,097,708	39,994	15,841	10,030	0	86,443	108
山形	442,603	430,507	323,009	107,498	361	8,054	0	0	3,655	26
福島	1,549,082	1,428,112	1,085,460	342,652	3,484	52,166	1,400	0	51,964	11,956
茨城	2,743,141	2,575,725	1,847,852	727,873	2,157	122,495	100	0	42,641	23
栃木	1,623,830	1,509,291	882,602	626,689	32,582	36,683	0	0	35,537	9,737
群馬	1,628,748	1,545,714	949,254	596,460	619	54,546	0	0	19,535	8,334
埼玉	3,833,498	3,580,412	2,497,531	1,082,881	1,539	106,927	0	0	142,960	1,660
千葉	2,907,350	2,385,204	1,884,322	500,882	407	88,205	70,000	0	361,854	1,680
東京	4,061,183	2,985,034	1,961,227	1,023,807	0	122,953	650	920,000	21,513	11,033
神奈川	2,580,496	2,431,474	1,981,045	450,429	8	98,296	6,302	0	42,213	2,203
新潟	2,266,476	2,205,925	1,546,500	659,425	2,346	44,436	0	0	13,137	632
富山	433,810	411,683	313,004	98,679	1,848	17,036	0	0	2,249	994
石川	864,098	840,168	687,483	152,685	964	6,006	0	0	16,945	15
福井	412,033	404,224	313,409	90,815	0	6,263	0	0	1,546	0
山梨	1,284,979	1,223,957	762,818	461,139	116	47,625	0	0	13,281	0
長野	3,589,133	3,517,214	967,846	2,549,368	12,160	44,410	0	0	15,281	68
岐阜	1,176,307	1,111,480	825,974	285,506	143	42,943	0	0	21,560	181
静岡	1,852,119	1,723,722	1,264,659	459,063	195	65,327	0	0	56,607	6,268
愛知	4,158,992	3,788,369	2,956,334	832,035	78	91,278	5,085	0	57,825	216,357
三重	1,295,368	1,217,938	943,919	274,019	492	48,112	412	0	26,521	1,893
滋賀	2,053,346	1,987,133	1,016,668	970,465	549	50,437	250	0	14,977	0
京都	998,865	978,126	660,467	317,659	84	14,178	0	0	4,335	2,142
大阪	3,312,353	2,932,468	1,976,993	955,475	46	140,315	0	240	137,036	102,248
兵庫	2,303,529	2,148,616	1,549,118	599,498	793	94,787	119	92	56,759	2,363
奈良	786,865	734,043	503,740	230,303	4,364	29,763	0	0	16,057	2,638
和歌山	655,603	629,145	447,945	181,200	596	11,797	4,000	0	8,419	1,646
鳥取	352,795	337,155	280,327	56,828	312	3,434	0	0	11,894	0
島根	567,354	550,065	354,224	195,841	819	14,457	1	0	1,730	282
岡山	1,215,438	1,144,120	773,729	370,391	1,382	38,495	633	0	30,301	507
広島	1,711,504	1,519,253	981,148	538,105	57	37,388	1,830	0	152,649	327
山口	699,883	652,736	504,672	148,064	216	17,282	1,600	0	27,082	967
徳島	676,906	613,262	458,914	154,348	283	13,921	41,140	0	8,300	0
香川	442,478	433,107	301,938	131,169	0	4,856	420	0	4,095	0
愛媛	530,773	424,482	327,177	97,305	13	88,623	901	0	15,143	1,611
高知	464,573	451,096	361,639	89,457	90	8,179	120	0	5,088	0
福岡	2,278,847	2,111,101	1,499,735	611,366	63	74,919	7,007	0	85,610	147
佐賀	615,232	494,505	426,287	68,218	229	18,511	98,341	0	3,646	0
長崎	618,600	545,643	422,879	122,764	12	28,836	28,083	0	9,623	6,403
熊本	2,485,993	2,420,126	1,180,559	1,239,567	2,750	45,675	764	0	16,181	497
大分	840,515	657,087	410,438	246,649	4,281	40,413	1,628	0	133,416	3,690
宮崎	627,134	596,806	453,458	143,348	5,103	12,974	365	0	11,886	0
鹿児島	1,399,425	1,179,367	779,387	399,980	467	89,672	119,993	0	9,241	685
沖縄	215,020	172,305	142,526	29,779	486	21,308	30	0	20,891	0
都道府県計	75,233,396	68,914,304	45,821,498	23,092,806	157,183	2,293,084	488,418	920,332	2,048,416	411,659
札幌市	450,240	426,777	278,052	148,725	0	14,198	0	0	6,544	2,721
仙台市	171,627	148,959	123,378	25,581	0	20,189	0	0	2,479	0
さいたま市	485,445	456,427	307,392	149,035	18	15,808	0	0	13,192	0
千葉市	225,781	196,997	162,163	34,834	0	25,059	0	0	3,725	0
特別区	3,109,666	2,079,936	1,426,640	653,296	0	90,742	650	920,000	15,840	2,498
横浜市	637,577	586,253	499,100	87,153	0	23,056	6,292	0	21,731	245
川崎市	235,437	202,098	126,369	75,729	0	27,772	10	0	5,557	0
相模原市	369,888	352,038	303,104	48,934	0	9,447	0	0	7,373	1,030
新潟市	437,481	423,879	349,575	74,304	0	11,725	0	0	1,877	0
静岡市	201,996	187,521	150,678	36,843	0	10,681	0	0	3,794	0
浜松市	258,142	243,725	202,268	41,457	75	9,933	0	0	4,409	0
名古屋市	439,499	414,057	305,754	108,303	15	15,388	0	0	10,009	30
京都市	313,249	305,388	232,075	73,313	84	6,562	0	0	994	221
大阪市	548,064	434,206	256,070	178,136	0	60,016	0	0	53,556	286
堺市	164,632	156,083	97,912	58,171	0	4,795	0	0	3,754	0
神戸市	414,503	383,616	287,823	95,793	0	22,395	0	0	8,492	0
岡山市	412,596	396,297	236,464	159,833	0	13,387	0	0	2,912	0
広島市	439,604	418,749	172,073	246,676	3	12,667	0	0	8,185	0
北九州市	286,766	237,994	170,877	67,117	0	12,945	4,600	0	31,224	3
福岡市	163,859	147,085	111,827	35,258	0	9,203	0	0	7,430	141
熊本市	121,826	112,530	78,928	33,602	0	5,186	0	0	3,613	497
21 都 市 計	9,887,878	8,310,615	5,878,522	2,432,093	195	421,154	11,552	920,000	216,690	7,672

（注） 21 都市計については都道府県計の内数

附属資料1-2-1 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

年	製造所等の別	総 計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所								
				小 計	屋 内		屋 外		地 下		簡 易		移 動	屋 外	小 計	給 油	第一種 販 売 取扱所	第二種 販 売 取扱所	移 送	一 般
					貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所	タンク 貯蔵所										
											取扱所	取扱所								
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702				7,742			
昭和42年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059				25,270			
昭和43年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478				34,628			
昭和44年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907				43,586			
昭和45年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274				51,800			
昭和46年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553				62,244			
昭和47年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91			70,911			
昭和48年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163			79,948			
昭和49年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258			89,974			
昭和50年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148		97,118			
昭和51年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989				
昭和52年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208				
昭和53年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389				
昭和54年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341				
昭和55年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737				
昭和56年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756				
昭和57年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068				
昭和58年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509				
昭和59年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673				
昭和60年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129				
昭和61年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460				
昭和62年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265				
昭和63年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276				
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151				
平成2年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913				
平成3年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387				
平成4年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865				
平成5年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764				
平成6年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729				
平成7年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798				
平成8年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751				
平成9年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777				
平成10年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779				
平成11年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534				
平成12年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250				
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450				
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389				
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288	75,486				
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055				
平成17年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433				
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549				
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251				
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139				
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882				
平成22年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785				
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589				
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659				
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041				
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705				
平成27年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127	62,766				
平成28年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	83,341	1,002	67,170	10,213	126,297	61,401	1,178	510	1,111	62,097				
平成29年	410,651	5,096	280,863	50,023	61,124	10,586	81,417	986	66,733	9,994	124,692	60,585	1,138	499	1,098	61,372				

- (備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 昭和34年は9月30日現在である。
3 東日本大震災の影響により、平成23年、平成24年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成22年3月31日現在の件数で集計している。

附属資料2-1-2 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

年	区分	消 防 本 部					消 防 団			
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和31年 (1956年)		383	6	465	713	31,864	5,332	—	101	1,830,222
32 (1957)		406	6	488	735	32,745	4,484	—	107	1,737,319
33 (1958)		429	6	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34 (1959)		438	6	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35 (1960)		445	3	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36 (1961)		461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37 (1962)		484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38 (1963)		511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39 (1964)		544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40 (1965)		620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41 (1966)		640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42 (1967)		671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43 (1968)		700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44 (1969)		734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45 (1970)		756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46 (1971)		782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47 (1972)		805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48 (1973)		829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49 (1974)		848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50 (1975)		859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51 (1976)		869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52 (1977)		878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53 (1978)		887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54 (1979)		895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55 (1980)		906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56 (1981)		914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57 (1982)		923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58 (1983)		927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59 (1984)		932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60 (1985)		933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61 (1986)		933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62 (1987)		931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63 (1988)		930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年 (1989)		931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2 (1990)		933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3 (1991)		935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4 (1992)		935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5 (1993)		932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6 (1994)		931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7 (1995)		931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	—	975,512
8 (1996)		925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	—	972,078
9 (1997)		923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	—	968,081
10 (1998)		920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	—	962,625
11 (1999)		911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	—	957,047
12 (2000)		907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	—	951,069
13 (2001)		904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	—	944,134
14 (2002)		900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	—	937,169
15 (2003)		894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	—	928,432
16 (2004)		886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	—	919,105
17 (2005)		848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	—	908,043
18 (2006)		811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	—	900,007
19 (2007)		807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	—	892,893
20 (2008)		807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	—	888,900
21 (2009)		803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	—	885,394
22 (2010)		802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	—	883,698
23 (2011)		798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	—	879,978
24 (2012)		791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	—	874,193
25 (2013)		770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	—	868,872
26 (2014)		752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	—	864,347
27 (2015)		750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	—	859,995
28 (2016)		733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	—	856,278
29 (2017)		732	290	1,718	3,111	163,814	2,209	22,458	—	850,331

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成